

政

刑

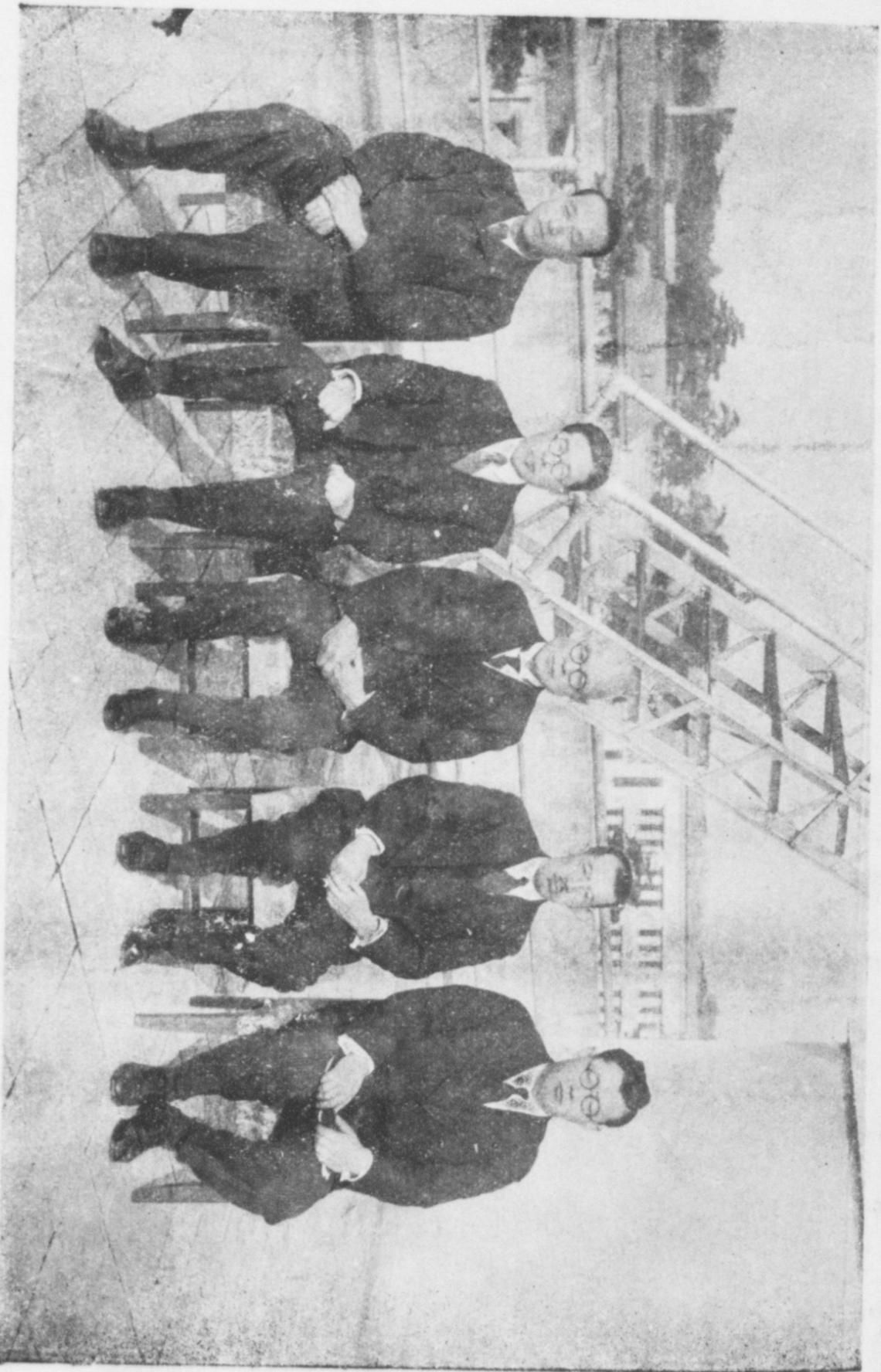
號 二 第

號 月 二

卷四十五第

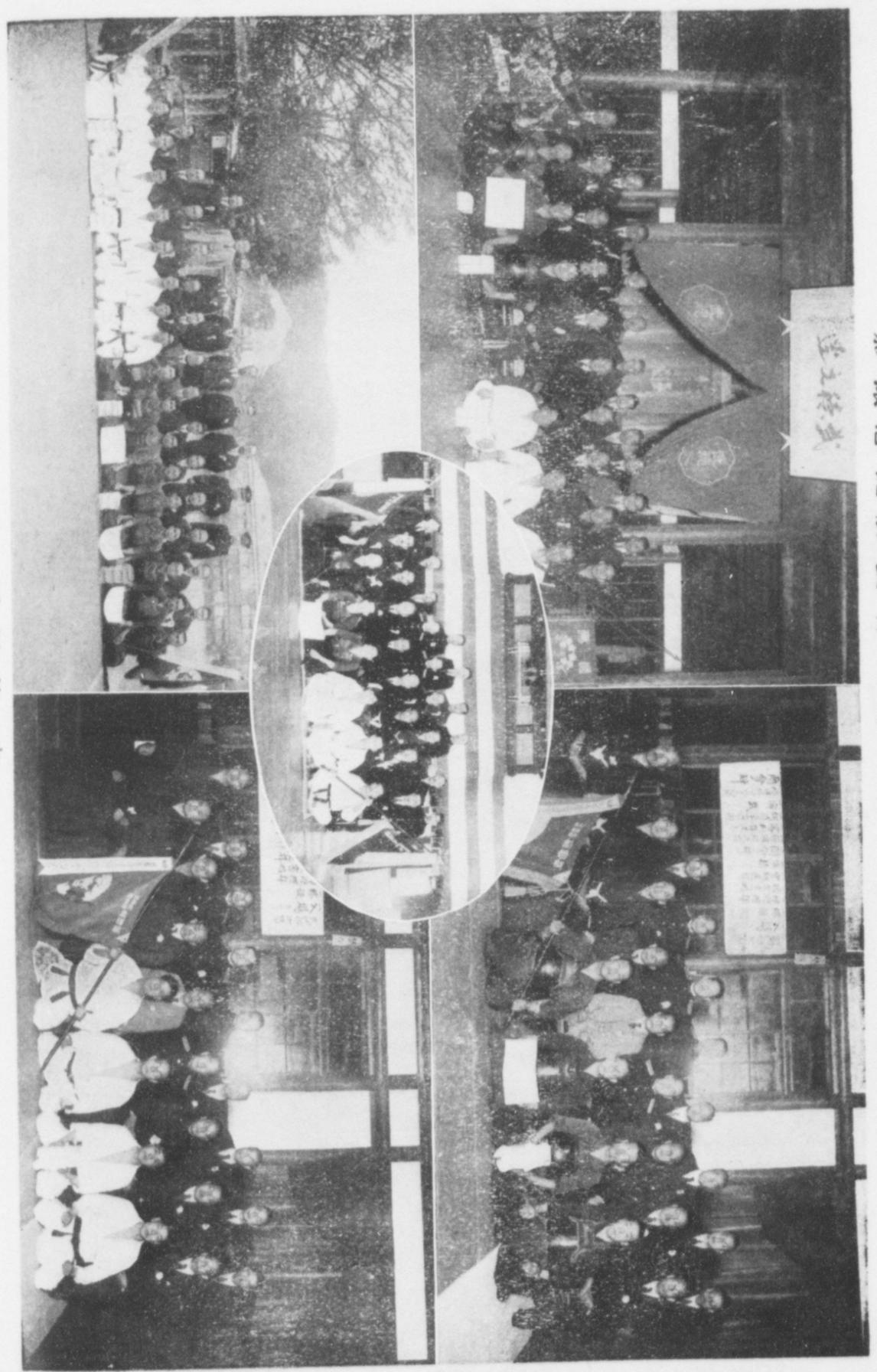
刑事に關する企畫 <small>(卷頭言)</small> 小川 太 郎 二	新體制と行刑の再認識 <small>(二)</small> 正 木 亮 五	<small>隨筆</small> 格子なき牢獄と刑罰 玖波久一郎 五	少年刑務所榮養試驗食に 關する成績第一次報告 甲 賀 正 亥 六	アメリカ法律學會の立 案せる少年矯正局法案 エドワード・キヤツス 六	北米合衆國ニユイ・ヨ ク州矯正法 <small>(七)</small> 五	構外作業座談會 <small>(三)</small> 府中刑務所 空
財團 法人 刑務協會 發行						

新法相の府中刑務所巡視



江藤秘書官・金子澤行局長・柳川法相・吉田府中長・佐藤秘書課長

影撮念記勝優會大道武區各回五十第



上 第三區

下 第五區

上 第三區

中 第四區

刑 政

二 月 號

第五十四卷

第二號

刑事に關する企劃の問題

刑事上の施策についていろいろな方面に企劃が必要であることには、最早、今日、論議を費やす餘地はないと思ふ。由來、犯罪と刑罰とに對してはその發生當時の政策的意圖は何時のまにか忘れられて政策的な考へ方が許さるべきものでないとされたことと、又一面、犯罪及び刑罰は餘りに深刻な人生問題であつてこれを政策的に考へることが些か風車と事を構へる感を與へ企劃的に或ひは技術的に進むのを躊躇せしめたこととのために、近代に於ては刑事上の施策及びその施策のための企劃は他の社會問題に對するそれと比して最も遅れたものとなつてゐた。勿論、これらの根柢となつてゐるものは、近代人が國民生活、民族生活に對する眞摯さを失つてゐたことにあるに違ひない。僅かに内奥に潛む人道主義的要求のみがこの眞摯さを支へてゐたのである。

このことは勿論、概念分析に多才を極めてゐた近代人によつて刑法的思惟の方向に前古未曾有の進歩をなすことを妨げなかつた。否寧ろそのことのみが犯罪と刑罰に關して考へられる唯一のこととされてゐた。刑事立法と司法機關とはかういふ刑法的思惟のみを中心として存在してゐた。畢竟するに近代の國家は刑事上の施策に於て最も自己制約的な方面にのみ働いて來たのである。保安處分や刑の不定期化などの施策が學者が聲を大にして叫ぶほどに實際に於て用ひられなかつたことはこのことに職由するのである。

刑事に於ける新しき體制は日本文化の新しき様相を見透しつゝ、刑事上の施策を爲すことから——そしてその施策のために企劃することから始められねばならない。刑事に於ける新體制はたゞに刑の加重化や刑の複雑化にあるやうに考へることは西田幾多郎博士の所謂「レッテル」のみ眩せられて「ある一つのこと過ぎないと思ふ。犯罪及び犯人の社會學的生物學的研究、刑罰の社會學的機能の調査等に對して眞摯な企てが國家的規模に於て行はれねばならぬと思ふ。かういふことは既に屢々學者の間より提議をみたことであるが、これを眞摯にとり上げて實行に移すべきは速に實行に移すことこそ新しき體制に即應する所以である。今日の新體制機運は決して一日にして成れるものに非ざることを銘記せねばならぬ。

そこで、われわれは既に幾度かいはれたことであるけれどとりあえず、一は大きく一は小さき二つの企劃の機關を提議したいと考へる。

その一は犯罪對策に關する參謀本部的機能を有する最高機關の設置である。非常時局に道義の維持を擔當する犯罪對策はそして又廣く東亞共榮圈を指導するための刑事政策は實際の犯罪の動きを注視しつゝ、速に、多方面に、そして慎重に、決定されねばならぬ多くのものをもつ。これは單に司法部の事務當局に委ねて事足りべき問題ではない。少年對策については文部省、内務省とも慎重な協議を重ねねばならぬ。又成年對策については厚生省とも關係があるであらう。勿論、議題となるべきものは空疏な觀念的なものであつてはならぬ。否、切實を極むる問題が犯罪對策に於ても多々ある筈である。廣く學界、官界民間に於て眞摯に犯罪問題を憂ひてゐる有識有能の士を集めて衆議によつて刑事政策の實施要綱を年度計畫的に決定すべきである。

つぎに小さき企劃。司法省は昭和十六年度豫算をして一、二刑務所の改築新營を計上してゐる、殊に少年刑務所のその如き極めて妥當なる企てたるを失はぬ。そこで幸ひにこの改築が實現するとならば、多年實務家間の要望であつたところの建築委員會を是非開催することによつて企劃の第一に着手するやうにしたい。従来の刑務所建築は夫々の當局者によつて極めて慎重になされたものではあつたが、當局者の更代と共にその計畫に變更をみ、なほ勞力の配分に、材料の調達に必ずしも充分とはいひ得なかつた。又同時に刑務所建築の一般的基準には副つてゐるが、作業状態の特殊性、訓練關係の特殊性等について萬全の考慮が拂はれたとはいひ兼ねる。勿論將來その刑務所を如何に用ふるかといふことは從來必ずしも明確には決定されて居らず、又は行政上の理由から決定出来ぬといふ事情もあつたためでもあるが、拘禁區分、作業の特殊事情などはやはり或る程度建築の當初に考慮するの要があらう。又今日の如き材料調達に困難を來す時代に於ては、代用品も相當に考慮せねばならぬところをもつてあらう。多年の經驗ある刑務所長、工事擔當の刑務所長、建築技術者等相寄つて、經費の範圍内に於て最大の能率ある建築計畫を定め、工事擔當者はこの精密なる計畫に従つて工程の進行を促進することにしたものである。

以上、私は委員會制度の不要不急視されてゐる今日敢て二つの委員會類似のものを提唱したのであるが、不要不急視されるものは委員會そのものでなくて、その委員會の議すべき事項と委員會の審議の熱意如何にあると思ふ。これも矢張り「レットテルに眩はされて」はならぬことの一つであらう。

昭和十六年一月二十六日

小川 太郎

新體制と行刑の再認識

正 木 亮

目 次

- 一 緒 言
- 二 行刑の基本となるべき日本精神
- 三 日本精神と外國の人道主義との調和
- 四 仁愛精神と行刑教育
 - Ⅰ 國體の再認識
 - Ⅱ 責任觀と協同精神との養成
 - Ⅲ 公益優先觀念の喚起
- 五 行刑教育の再編成
- 六 戒護觀念の再出發
 - Ⅰ 戒護技術の改善
 - Ⅱ 協同戒護と隣組制度
 - Ⅲ 戒護官吏の再教育
- 七 監獄作業の再編成
 - Ⅰ 新經濟理念の教育
 - Ⅱ 經濟人的資源の確保
 - Ⅲ 勤勞奉仕觀念の助長
 - Ⅳ 賞與金制度の再編成

- V 經營の合理化（以上本號）
- 八 新體制と犯罪青少年の問題
 - I 新體制と人的資源
 - II 青少年の心身鍛練
 - III 協同精神の助長
 - IV 教育の完成
- 九 行刑に於ける優生學的任務
 - I 行刑任務の展開
 - II 惡質遺傳素質者に對する優生學的任務
 - III 人類改造に對する行刑の寄與
- 一〇 結論

六 戒護觀念の再出發

戒護とは監獄の平和を維持する手段である。監獄の平和は從來の考へ方に依れば只表見的な平和であればことが足りて居た。そこに人間の進歩とか向上とかといふ問題に伴つての平和を豫期されることはなかつた。人間の進歩向上乃至文化といふが如き事相を顧みないところの表見的な平和を作り出すが爲にはその技術はいとも容易である。或は銃劍の威壓により或は懲罰の威嚇により囚人を畏怖鎮靜ならしむれば、そこにも一種の平和が期待出来るのである。從來の戒護は概ねかやうな技術で満足されて居たのである。

しかしかやうな表見的な平和といふものは眞の平和ではない。之を戦争に喩へれば闘争の前の静けさである。暴風雨の前の無風状態の如きである。一たび爆發すればその後は只擾亂のみである。從來の監獄戒護は概ねかやうなものであつた。故に、囚人の方では常に爆發の機會を窺ひ、官吏の方では囚人の行動が無氣味に静かであれば反つて抑壓を強くするのみである。そこに戒護を通じて常に囚人と監獄當局との反目が惹起せられることになるのである。西曆一九二九年に世界的に監獄暴動が續出したことがあつたが、その原因は結局傳統的な戒護方法への爆發であつたのである。

監獄の戒護はさやうな形式的な鎮靜方法を以て満足すべきものではない。否むしろ監獄は犯罪人を人間に再製する工場として、他の如何なる場所よりも之を平和郷に仕立てねばならぬが、さやうな平和郷を作る職能を持つものが即ち戒護であるのである。嘗てグラッドストーンは「自由に出すには自由を以てせよ」といつたが、犯罪人を平和なる人間に仕立てるが爲には平和なる舞臺の上に仕立てねばその目的を達し得るものではない。故に、戒護官吏が囚人を眞に改善せしめようと考へるならば、先づ監獄をかくの如き平和舞臺として觀念する必要がある。そして、それが爲には戒護官吏は囚人を疑ふことをやめなければならぬ。

モット・オスボーンが囚人に對する疑をやめて自治制を創設した。「格子なき牢獄」といふ映畫は文藝的にその思想を肯定して居る。サンデー毎日昭和十五年十二月一日號の信愛の哲理も亦怖るべき前科者でさへも信愛すれば即ち善導し得られるといふ人間の眞理を叫んで居る。此等の思想は單なる文藝家の空想として看過するにはあまりに現實的である。

しかし、かやうな人間の眞理を把握することは到底、常人の爲し能はざるところである。人間を抱擁することは人間性の大なる人にこそ期待することが出来るのである。罪を憎んでその人を憎むことのない人間は大人物である。しかし、さやうな心がけを持つ人によるに非ざれば惡人の改善といふことは到底可能なことではない。監獄の戒護を眞

に徹底せしめようとするならば尠くとも戒護の職に當る者にこの觀念を十二分に理解せしめる必要があるのである。

惟ふに戒護官吏は國家の官吏としてその職に當りつつあるのである。國家の官吏たる以上は常に私が上述したるが如き、わが國仁愛精神を體得してことに當る必要があるが、就中癲病院、精神病院、養老院乃至監獄の如き世の弱者を取扱ふ官吏に至りては特に仁愛精神に立脚してそれらの人々を或は治療し或は善導する必要があるのである。一言にして盡せばかやうな役人たちは弱者を取扱ふ場合に於て仁愛精神に立脚してこそ日本的な職能を全ふし得ることになるのである。

アメリカ合衆國では行刑改良が毎に旺んに叫ばれて居る。しかしその技術に於ては毎に威嚇的である。その點に於てはむしろわが行刑が一步を進めて居るといひ得よう。新體制に則應する行刑を營まんとする今日更に再考すべき餘地がないであらうか。

わたくしは大正年間に於て行刑上廢劍論の論議されたことを記憶する。故典獄有馬四郎助氏はその急先鋒であつた。而して廢劍論の根本の理由は監獄官吏の如く改過善導を職能とするいはば教化官吏が帶劍をするが如きは矛盾であるといふのである。今日この非常時局に於て殊に吾も人も共に劍をとつて立ち上らねばならぬこの非常時に於て、廢劍論を持ち出すが如きことは、それこそ非常識な議論としてそしりを免れないことであらう。しかしわたくしは敢て大方の刑務官に冷靜なる反省を求め度い。

惟ふに此の古今未曾有の難局に於て囚人の最後の一人と雖皇國の爲に盡す覺悟のあることは金澤行刑局長の本誌本年一月號の卷頭に述べられたところである。かやうな心情の囚人たちを眞人間に再製せんとするに際して囚人を疑ひ、或は囚人を畏怖せしむるが如き帶劍持銃が果して人間再製事業方法として妥當であるといひ得ようか。劍をとりて皇國の難にはせ向ふも忠、劍を捨てて人間を作り人的資源を確保する所謂人間工場はある意味に於て彈丸製造工場よりも必要な場合がありはしないであらうか。

わたくしは今日の行刑が最も非常時局に對處すべき點は人間を再製することにあると思ふ。數千町歩の地ならしを遂げるよりも其人間を作ること急なるものがあると思ふ。而して人間を作る方法として教育の上に銃劍が有害であるとすれば敢然として之を捨てればよい。少くとも教育可能者に銃劍は無用の長物である。そこに戒護の新體制が自ら生れ出るのである。

Ⅰ 戒護技術の改善

戒護の技術は戒護の對象者たるべき囚人を如何に見るかによつて定まる。若し之を改善困難なる犯罪者として目するならば、彼等が國家の法律をさへ蹂躪する悪行者であるといふその状況の上から見ても、監獄教化に服するなどといふことは到底、信じ得べきことではない。故にかやうな種類の囚人に對しては視察警戒の嚴重なることが主張されるのである。之に反し改善容易なるか或は既に改善せられつつある者に對しては只管その向上進歩を助長して専ら教化の一途をたどる必要がある。されば眞に徹底したる戒護を爲さんとすれば戒護上の囚人分類部を設ける必要がある。

囚人の分類といふ問題は行刑全體の問題である。拘禁の基本としてもその必要がある、作業賦課の基本としても亦その必要があるが、殊に戒護を教化的に再編成せしめ且從來の形式的職能より脱却せしめるが爲には囚人の分類に特別なる力をそそぐ必要がある。而して、その分類方法は囚人の全人格的な個性を發見し、それを基礎とすべきであ

る。全人格的な個性を発見するが爲には生物學的知識を應用する必要がある。尠くとも戒護部には生物學的知識に基いて公正なる人格調査を爲し得る一機關を設けて、要注意人物と教化可能人物とに区分し、前者に對しては暴行、逃走、騷擾等々監獄平和を紊亂する虞ある行爲を未然に防止すべき種々なる手段を講ずる必要がある。例へば暴行、逃走、騷擾に對し或は劍銃を使用し或は戒具を用ひ或は鎮靜室を用ふるが如き場合があり得る。かやうな部類の囚人に對して嚴重なる戒護方法を爲すことは監獄平和を守る最後の手段であると共に彼等の惡行を未然に防止する豫防處分でもあるのである。

しかし、かやうな戒護行爲を教化可能にして、而も自己の犯行に對して既に反省悔悟し居る者に用ふるとすればそれは寧ろ障害となる場合が多い。戒護が或はスパイ的であり、猜疑的であり、陰謀的であつて囚人の心情を害する糧となるといつたオスポーンの言は戒護が反省者を猶も疑ふが故である。戒護に於けるその矛盾を調整しなければ到底監獄の教化目的を達し得るものではないのである。

累進制に於ては第一級受刑者を信任して之を無戒護の状態に置いて居る。而してその第一級に附屬せしめるが爲に囚人の科學的分類法が用ゐられることになつて居るが、今日果してその點が實施されて居るや否や大に考慮せらるべき餘地がある。しかし假に第一級受刑者が妥當に無戒護の状態に置かれて居るとしても更に眼を轉ずればその餘の囚人の中に無戒護に置き得る多數のものあり得ることを考へねばならぬ。而して、囚人のかやうな状態にある者を適當に發見し且之を或は信任し或は教導し以て彼等の心の中より善心を湧出せしめ、自己を信頼せしめる様にしてこそ眞の戒護技術が認め得られるのである。

頃日わたくしは今日の行刑運営の申核を爲して居るともいふべき構外作業場を視察して時に叙上の感を深くした。

そこでは累進制も考慮されることがない。囚人分類も度外視され只一日の科程に専念せしめつつあるのみである。金澤行刑局長の本誌今年一月號年頭感に「昨年の事故件数が際立つて多かつた事に就いて特別の戒心と研究とを要求しこれが絶無を本年に期待して止まない」といはれたその事故原因はその大部分が構外作業に於て發生し而もその原因が囚人の分類、累進の廢絶等に基因することは敢ていふを待たない。

故にわたくしはこの方面の戒護技術を改善せらるるに先立ちて次の諸點を提案して置き度い。

- 一 構外作業に累進制を實施すること
- 二 構外作業就業者の個性調査を嚴にし分類を明かにすること
- 三 階級を四つに區別し左の如く編成すること
 - a 考査級所謂クリヤリング・ガングは必ず之を設け新入構外作業就業者は必ずこの階級に屬せしめ二箇月間個性調査、作業能率調査、信任程度の調査を爲しその間戒護は視察力を十分にそそぐこと
 - b 警戒級を設けること。この級に屬せしめる者は新入者中協同作業に適せざる者、反則者、上級にありて而も行狀不良なることを發見されたる者等。但しこの級に於ては善良になりたることが認められたる時は速に上級に進級せしめる途を開き置くこと
 - c 普通級
 - d 信任級 此の級に屬する者は逃走暴行の虞れなきは勿論戒護を自らの手によつて行ひ得るものと認め信任し得る程度の者。

以上四級には各キャンプを區分構築して拘禁を別異し a、b 級には戒護力を増加し d 級は無戒護に置く必要があ

る。かくして行刑局長の要求される事故の減少は確實に達せられるであらうことをわたくしは確信する。

II 協同戒護と隣組制度

戒護は之を單獨戒護と協同戒護とに區別して考へることが出来る。前者は戒護者がその個人的立場に於て監獄の規律維持に従事することを謂ひ、後者は戒護者全體が協同して之に當るを謂ふ。而して、從來はその如何なる場合に於ても戒護は戒護官吏のみの職域であり又戒護官吏によつてのみ目的を達し得らるるものと考へられた。

けれども監獄の規律は決して権力のみによつて保ち得らるるものではない。否寧ろ監獄の住民の自肅自戒を根本として始めて監獄規律は保持し得られるのである。故に、戒護の目的を完全に達するが爲には、前提として囚人の教化が普及されねばならぬのである。而して戒護目的を達するが爲の教化は生活協同體の靜肅・利益・秩序等を第一に考へ自己の生活利益を次位に置くことを妥當なりと理解せしめるやうに行はれねばならない。普通社會生活上の所謂公益優先の原則、十七條憲法に所謂私に背き公に向ふ信念を養ひ得て始めて監獄規律は完ふし得られるのである。

されば、その意味に於ける戒護に於ては囚人は最早被戒護者ではない。囚人はその意味に於ける戒護者である。戒護官吏と囚人との協同による一つの戒護方法が觀念し得られることになるのである。わたくしは茲にさやうな意味の協同戒護の實例に付いて述べて見よう。

大正十二年九月一日かの關東大震災は東都小菅刑務所をも潰滅して了つた。周壁は倒れ監房は破れ千人の無期囚、十年以上の長期囚たちは焼野原の眞只中に無戒護の状態に置かれたことであつた。無期囚が逃走を企てれば、この時ならば必ず成功したことであらう。暴動を謀れば時の都を一層震撼せしめ得たであらう。かやうな時に於て所謂權力戒護を用ゐんとしてもそれは到底萬全を期し得べきものではなかつた。その時に於て時の典獄有馬四郎助氏は囚人と

の協同戒護を試みたのである。有馬典獄は囚人たちにその責任に於て一人の逃走者のなきこと、火を失することのなきことを求めた。囚人たちは互に戒めて一人の違反者のなきことに努力した結果、竟に小菅監獄の戒護は完全に成功したのであつた。後日ギリン教授はこの戒護の成功を以て有馬氏の信仰に歸著せしめてゐるが、わたくしは有馬氏の試みられた官吏と囚人との協同戒護の賜であつたと思ふ。今や國家は超非常時に直面して居る。その時に當つて國內に一人の逃走囚をすら許すべきではない。監獄は益々戒護の効果を納めてせめて國內治安を維持せねばならぬ時に直面して居るのである。わたくしはこの時に於て用ふべき戒護方法に官吏と囚人との協同戒護制を確立される必要のあることを主張して置き度い。

次に今日一般社會に於ては隣組制度の發達しつつあることに留意して置かねばならない。若し今日の監獄教化上隣組制度を看過することありとすれば、囚人はその釋放後に必ずや社會生活上落伍するに違ひない。しかく現代社會機構上重要役割を勤めつつある隣組制度の根本精神は何か。その一は協同精神の涵養である。その二は個人主義の排撃である。その三は公益優先思想の涵養である。此等の思想を助長せしめる方法として現代發展しつつあるものが即ち隣組制度である。五軒乃至二十軒を一ブロック單位として協同生活が洗練されつつある今日、この制度を監獄制度に應用することは社會復歸を最大目的とする自由刑の任務といふも過言ではない。その意味に於てわたくしは囚人の隣組戒護制度を提唱して置かう。

しからば隣組戒護とは如何なる機構に従ふべきであるか。わたくしは先づ獨房ならば五房、雜居房ならば二房を一單位として隣組戒護班を作つて貰ひ度い。そして隣組間の連絡協調を謀るが爲に善行回覽板を作るべきである。善行回覽板には隣組戒護班員中に善行のありたる場合、非常に作業成績の擧りたる場合、非常に善き思想の浮びたる場

合、協力一致する必要のある場合、お互に房内大掃除をなさうと計畫するが如き等は回覽板によつて回覽し、それによつて益々善に進ましめ以て囚人生活自體の中に監獄紀律をなさしめることを期待し度い。而して、その回覽板記事を作製する場合に於ては必ず教誨師教師の關與を必要として置き度いのである。

かやうな戒護隣組制度は囚人の心情を疑ひの眼を以て見る以上は到底、斷行出来るものではない。さやうな眼を以て見ればそこには善者に對してすらも疑が起り、通謀や逃走の虞れが感ぜられるからである。しかし善事を助長せしめんが爲には矢張り人を信任してかかる必要がある。隣組戒護制度の成否は實にそこにある。當局の決斷を望んで已まない。

戒護官吏の再教育

從來の戒護官吏は只銃劍と權力とを武器として監獄の平和を維持すれば足りて居た。それは戒護の職能が反則を抑へればそれで全ふし得られたるのみならず、囚人は總て規則を破る危険者と見ることが一般적인見方であつたからである。故に、監獄吏員の中でも戒護吏員は最も權力があり而も最も非教化的立場に立つて居た。その情性は今日に於ても續いて戒護吏員は動もすれば彈壓を以てその武器と考へる者が尠くないやうである。この情性、この傳統的觀念を戒護吏員の腦裡より拂拭するにあらざれば人間教化は勿論、眞の戒護は期待出来るものではないのである。わたくしは今日の戒護官吏に囚人を叱正すべからずと主張するのではない。又囚人を優遇せよといふのでもない。今日の戒護官吏には第一に戒護そのものが教育的職能であることを認識せしめる必要があるといふのである。第二に人間性は權力や威壓に無批判なる屈從をなすものでないといふことを意識せしめる必要を感じる。第三に教育といふものは人と人との關係に於て期待出来るものであることを再認識せしめたいのである。第四にわが國の刑罰、殊に犯罪人に對する精神は仁愛の精神に基いて立てられるべきものであること等に於て再教育せしめる必要のあることを痛感する。

惟ふに、行刑は犯罪人を改造して眞人間に復歸せしめることにあることはわたくしの屢々述ぶるところである。その目的は今日最も人的資源を必要とする時にこそ達成せられねばならぬのに、不幸にして再犯は決して減少しない。加ふるに監獄の秩序も亦決して向上したりとはいへない。そこに監獄の各職域に再檢討を爲すべき必要が起つて來たのである。殊に囚人生活を直接に取扱ふ戒護官吏に於ての必要を感じるのである。

その意味に於て、新體制下の行刑に於ては特に戒護官吏の再教育を試みる必要がある。そして戒護官吏の再教育は監獄學や刑法學の教育を注入するよりも、むしろ人間に關する知識を啓蒙せしむべきである。

先づ人そのものに關する知識の啓蒙として、人間學、生理學、心理學、倫理學及び精神學等を戒護の基本學として授ける必要がある。次に人の指導誘掖方法に關する學問として教育學、歴史、地理、宗教等を授け且教授法を學ばしめる必要がある。此等の知識に觸れて始めて人間の取扱ひが眞諦に觸れ得ることは今更いふまでもないことであるが、從來の戒護官吏はそれなくして人を取扱ひたるが故に、成績の擧がらざりしものがあつたのである。

わたくしは、眞劍に人を作らねばならぬ今日の行刑に於て、特に戒護官吏再教育の爲の教育制度を確立されることが行刑再編成の一つの着眼點であることを確信するものである。

七 監獄作業の再編成

監獄作業も、從來の考へ方によれば、その前提たる經濟基礎理論はやはり自由經濟主義の上に置かれて居た。監獄作業は刑罰作業であり、強制作業であるところに普通勞働と違つて無報酬即ち收益の國家歸屬主義が續けられて來た

けれども、その根本の精神は只贖罪主義のあらはれであり、その以外に於ては矢張り所謂「見えざる手」に導かれつつあるのである。故に、監獄の中でこそ贖罪的に無報酬であることにあきらめを感じては居るが、釋放後に於ては反動として利己的であり、個人主義的であり、排他的であるのである。従つてかかる作業の根本思想の上に養成される囚人に作業の上から教化するとか、協同精神を吹き込むなどといふことは到底期待することが出来ないのである。ここに新體制下に於て監獄作業の再編成が要求されて来る所以があるのである。

わたくしは、従來のわたくしの行刑理論の上に於て、特に監獄作業は一つの倫理の上に立脚すべきであるといふことを主張して居る。ドクトル・クローネの遺した言葉を引用して労働は人間の道德的權利 *ethisches Recht* であるとも説いたことであつた。而してその結果としてのわたくしの行刑理論から強く主張されて居るのが所謂自給自足主義なのであつた。

自給自足主義を要約して説明すれば、囚人は國法を犯し國家に多大の損害をかけて拘禁せられて居るのである。而も彼等の生活は之を國費によつて支辨されつつあるのである。この點に關し囚人に對し先づ第一に國家及び被害者に對する倫理的責任を感じしめる必要がある。又囚人は病弱者ではない、自ら汗して食ふに堪ふる健康者であるが故に、他人の援助によつて生活を維持せしめる所以がない。彼は大に自力によつて生活すべきである。この二點に立脚して作業の目標を定むるならば、彼等はどうしても監獄經營は囚人自らの力によつて支持しなければならなくなるのである。監獄を囚人自力によつて支持しようといふところに自給自足主義の根幹があるのである。

偕かやうな作業の根本理念はそこに各人の間に利己本位であることが許されない。徒らに作業賞與金を蓄積しようといふが如き個人利益を重く考へることが許されなくなるのである。又監獄を自らの手によつて支持しようといふ以上、そこに作業の輕重難易等々によつて自我を貫徹するが如きことは許されなくなるのである。換言すれば監獄作業上従來主張されたところの自給自足主義といふのは要するに公益優先といふ觀念を囚人の總ての頭に布植する大理念であつたのである。

わたくしは、今日の行刑作業に於ては、この作業理念を更に展開して、囚人にあらゆる新經濟觀念、殊に經濟の倫理觀を教養し、そこに日本の立派な一員たるの自覺を呼び醒す必要があると固く信ずるものである。

Ⅰ 新經濟理念の教養

新經濟理念の根本は自由經濟より脱却することである。人間はその働きによつて利潤が得られ而もその利潤は無制限に追求し得られるものである。この働と利潤追求との關係があればこそ人類には希望と向上とがあり得るのである。そして人類がかかる希望と向上とに基いて汝々營々たるところに國家の繁榮があり強大が考へられるといふ經濟理想はアダム・スミス以來世界を風靡したことであつた。かかる自由經濟思想の行はるところに國防國家の存続し得る所以はない。殊に高度國防國家に於ては個人の利益追求といふよりも國家の資源確保といふことに力がそがねばならない。物の偏在といふことが許されない。無制限なる利潤追求が許されない。技術の獨占といふことが許さるべきでない。即ち國民は利潤も技術も生活も皆國家の存立を確固たらしめて然る後に享受し得るといふ觀念を把握しなければならなくなつて來たのである。その程度の經濟上の統制に服するといふことは國民的倫理觀として必要となつて來たのである。故に今日の眞の日本人たるには公定價格を尊重する觀念、物資を尊重する觀念、國家の爲に奉仕するといふ觀念、技術を解放するといふ觀念に生きることが必要になつて來た。それに違反すれば國家に反抗する行動であるといふも過言ではなくなつて來たのである。

されば今日國民指導方法としてはこの自由經濟思想より抜け出た統制經濟の理念、その理念の根幹となる倫理觀を徹底せしめることが急務であるが、その點を監獄作業の上に特に採り容れる必要があるのである。

今日の監獄作業に於て何が一番改正されなければならぬかといへば、それは就業者に物資愛護の觀念が薄いことである。又就業者が労働時間を粗末にすることである。第三に技術を度外視することを缺點として擧げることが出来るであらう。此等の觀念は總て自由經濟時代に於ける囚人の思想であつた。彼等はその労働を刑罰上の義務と觀じ、自己の労働がどれほど國家に關係を持つかといふことを意識もしなかつたし又意識しようとしなかつたのである。

しかし、今日の高度國防國家に於ては人民その者に再認識を持たねばならなくなつた。そしてその結果として日本精神の下に於ては病者も乞食も囚人もその總てが日本國民であり、陛下の赤子であることが明かにされ得るのである。而して、囚人も亦陛下の赤子である以上彼等はここに高度國防國家の一員としての生活體制に入らねばならなくなつた。囚人が高度國防國家の一員としての生活體制を營むが爲には、先づ監獄作業の部面に於て之を發揮せしめねばならない。そしてその部面に於て特に指導されねばならないことは經濟倫理觀であるのである。

彼等の扱ふ物資は自己の物ではない。しかしその一片の木材と雖國家資源として尊重されねばならぬといふ觀念を注入し、しかく導くことは彼等をして日本人的行動に到らしめる所以であるのである。作業技師や作業技手はその意味に於て特に物資愛護の精神を高揚せしめねばならぬ。次に現在の囚人は作業の時間科程をその權利と心得て居る。事實に於て、現在の法制では作業時間は囚人の一の權利と化し、法定の時間以上作業を強制することは特別の事由なき限りあり得ない。従て囚人はその作業時間を終了したる場合に於ては自ら働かうともしないし又監獄も亦時間外に働くべき施設を爲さない。之が果して現代の經濟思想に合致するものであらうか。累進制に於ては作業時間外に自己

の爲めにする勞作の爲に二時間以内の時間を與へて居る。その時間の利用方法としてそこに求められるものは労働趣味の向上と勤務奉仕觀念の助長と時間の節約觀念を養成することであつた。約言すれば、時間を尊重するといふ倫理觀が要望された結果であつたが、そのことが今や新經濟思想の一斑としてとり上げられねばならなくなつたのである。最後に囚人は作業技術といふことに殆んど關心を持つことが尠い。しかし作業技術は從來の觀念に於てはその人に專屬する利益であつたけれども、今日に於てはそれは國家の資源である。それを發達せしめ、習熟せしめることはやがて國家への奉仕となるのである。

以上物の尊重、時間の尊重及び技術の習熟を助成せしめることは今日の作業教育の根幹である。そして、囚人が眞劍にそれ等の點を努力することは、やがて國家への奉仕となり社會復歸の最も近道となるのである。故に作業を通じて囚人を改善せんとする者、監獄作業によつて監獄の自給自足を達せんとする者はよろしくこの新經濟理念を養成することを看過すべきでないのである。

II 經濟人的資源の確保

今日の國家は人的資源の確保を要求する。人的資源の確保は國家の發展途上に於ては常に要求された。かのオランダが東漸政策に成功した當時に於て如何に乞丐囚人の改善指導を試みたかを考證すれば思半に過ぎるものがある。スペインがアメリカ新大陸を發見した當時に於て如何に多くの囚徒を利用し輸出したが、イギリスがアメリカ新大陸經營に又オーストラリア經營に犯罪人を如何に利用したるか、歴史を攻究すれば、發展國家の下に於ては犯罪人は常に人的資源である。

しかし乍ら、犯罪人の人的資源價値は常に二つの觀念に分ちて考へられる。その一は犯罪人を物と同一視する場合

であつて、その二は犯罪人も亦人間であると見る見方である。上海事變に於て支那軍は囚人を弾丸よけとして使用した。エチオピア戦争に於ても亦エチオピア軍は囚人を弾丸よけに使用したが、かかる場合囚人も亦人的資源といふことが出来る。けれども、かかる場合に於てわれわれはそれら囚人より人間的な働き、人間的な効果を期待することは出来ない。

囚人と雖人間である。人間である以上、その最低限の生活を保障し、之を善導すべきことはわが仁愛精神の希求するところであることは之を既に述べた。しからば彼等をして人間としての資源たらしめるが爲めには之を如何にすればよいか。わたくしは之を監獄作業の職域の上より観察して、今日の國家經濟上最も有能なるべき人に仕上げることを妥當なりと信ずるものである。國家經濟上の人的資源とは何か。人各各の持つ技能を啓發し、それに基いて國家の産業を増進するに役立つ人間に仕立てることである。例へば機械工、旋盤工、大工、左官、縫工、農夫等々國家生産經濟上の資源として養成することこそ眞に有意義なる監獄作業の職能であることをわたくしは信じたい。

若しそれらの理由を閑却して有技能者をも驅りて總て土工に従事せしめるとか、作業指導の途を廢絶して構外作業一色に墮するが如きことありとすればそれこそ、不生産的人間使用法であつて、國家の損耗之より甚しきはないのである。

屑紙は紙に再製され、屑鐵は鐵に再製されつつある今日、機械工の經驗ある囚人を土工とすればそこに人間再製上の矛盾がある。わたくしは監獄作業に於ては時にこの矛盾を避ける必要を感じて居る。

III 勤勞奉仕觀念の助長

勤勞奉仕の觀念は新經濟理念に於ける根幹である。人に、若し、この觀念に理解がなければ、自己の受くべき利潤が制限を受けるか如き經濟上の統制に服従し得らるるものではない。私に背き公に向ふ精神が十七條憲法以來の日本人の大道であるとすれば、日本人が國家社會の爲にあらゆる奉仕を爲すべきこと論を俟たない。

犯罪人の大なる缺點は協同生活上の準繩を破壊することである。協同生活の準繩を破る如きものに公益優先の觀念のありよう筈はない。行刑の目標として犯罪人のこの缺陷を是正すべきことは行刑としては第一段階でなければならぬ。そしてその方法としてわたくしは作業部面に於て勤勞奉仕の觀念が極度に發揮される必要があると思ふ。その觀念が囚人の心髓に徹するとき、そこには最早犯罪原因の大半が取り除かれたといふも過言ではない。

累進處遇令に於ては既に第二級者に勤勞奉仕に關する規定を設けて居る。わたくしはそれを更に作業の部面に於て新に展開せらるべきであると思ふ。

IV 賞與金制度の再編成

わたくしは永らく監獄作業に關する賃金主義を主張して居る。この主張が果して上述し來つた新經濟理念殊に公益優先、滅私奉公乃至勤勞の精神等の諸點と調和するものであらうか。

この疑問に對してわたくしが第一に答へて置かねばならぬことは、新體制下の人間に關する諸制度は何れも人間としての向上・發展・進歩を離るるものではない。換言すれば、新體制に於ては人間を奴隸化するものでないといふことを、新體制が日本精神に立脚せねばならぬ當然の結果である。

第二に新體制に於ては物を惜しむと同時に人間を惜しまねばならない。牧野英一博士は人の一人を惜しみ物の一つを惜しむと謂はれて居るがそれは此の非常時局に於ける金言であり、同時にそれはわが仁愛精神の結論でもあるのである。

しかく最後の一人たる囚人と雖、之を人として惜しまねばならぬ以上、それを人として處遇することは當然のことである。人として取扱ふ以上、彼を經濟人として活動せしめるところに始めて人としての存在が認め得られるのである。經濟人としての活動、それは即ち働きとそれに對する報酬の獲得を意識せしめることである。自己の所得に基いて被害賠償を爲し、獻金を爲し、生活を支持せしめてこそ眞の活動日本人たらしめることが出来るのである。

一見すれば、勤勞奉仕の主張される今日、囚人が賃金を與へられぬことは當然であり、受刑の身に於てこそ無報酬が斷行されて然るべきだ、などといふ考へが若し行はるとすれば、それは倫理と贖罪との混同である。さやうな混同された思想の下に教育もなく人間改造などといふことは考へ得られるものではない。

人の一人を惜しむといふことは一應生活も希望も向上も皆享受せしめて然る後に國民としての能力を發揮せしめようといふのである。その生活状態の中から倫理的な奉仕觀念を湧出せしめてこそ眞の人間が出来るのである。その意味に於て新體制下に於てこそ賞與金制度といふが如き贖罪的制度は之を捨てて新たな囚人の所得制度を確立する必要があるのである。

V 經營の合理化

以上の觀點に基いて監獄作業の經營を今日に付き觀察すれば、幾多の矛盾の藏されて居ることを否定することが出来ない。その矛盾に付左に之を指摘する。

- 一 監獄作業は今日も猶刑罰作業たるの概念が確立されて居る。その理由として囚人の眞の技能が閑却され作業の賦課が不合理に行はれて居る。その結果として監獄作業は技能の不必要な土方作業に漸次頓落しつつある。
- 二 監獄作業の經營は限定的である。故に經營資金は豫算年度内一定額に固定せられ、作業に必要な發展性が阻

止され、囚人の能率、技能、趣味の悉くが没却される。そこに又刑罰作業といふ贖罪觀より蟬脱されない點がある。

- 三 就業者としての地位が確立されて居らない。即ち囚人といふ身分に囚れて居るが故に、勞働者としての熱意と勤勉性とを發揮する餘地がそがれて居る。

- 四 エネルギーの問題が閑却されて居る。囚人なるが故に榮養、休養等の問題が法規化され社會勞働者の如きゆとりが與へられて居ない。

- 五 勞働を通じての歡喜といふことが考へられて居ない。勞働を通じての歡喜が考へられてこそ人間はそこに勞働の趣味を感じ、能率を擧げ、技能を發揮することが出来るのである。牧野博士の所謂作業の三位一體論は此の問題を通じて解決することが出来るのであるが、今日之がない。それは就業者が囚人であるからである。

以上要するに今日の監獄作業經營の不合理は刑罰作業といふ概念から蟬脱しないところに根據がある。今日の高度國防國家に於て五萬の人的資源をかくの如き觀念論に立脚して損耗することが許されるものであらうか。沉んや刑罰作業觀念を蟬脱することによつて經濟人的資源たらしめ得るに於てをやである。

- わたくしはさやうな觀點より今日の監獄作業の經營を次の諸點に立脚せしめ度い。
- 第一 監獄作業を普通社會に於ける勞働乃至企業と同一觀念に置くこと
- 第二 就業費の回轉を認め作業の特別會計制度を確立すること

- 第三 就業者の勞働能率、技能の巧拙等に關する検査制度を確立すること
- 第四 優秀者表彰制度の確立

第五 就業者に對する福利例へば營養、休息、運動、歡喜等に關する諸點に付き改善を加へること。
 かくすることに於て監獄作業が從來の觀念を脱却し十分なる職能を發揮し得るに至ること何人も之を認め得るであらう。



「格子なき牢獄」と刑罰

玖波久一郎

南佛のある女子感化院は舊い刑罰思想を持ちそしてその思想が絶對であると考へて居る院長のマダム、アベルの統率によつて極めて陰慘な殘虐な取扱ひが續けられて居た。そこに收容せられた少女たちは徒らに自暴自棄であつた。希望もなく向上心もなく沉んや教化改善等といふ教育的な芽生へは藥にしたくも見えなかつた。

院長に追隨し阿諛便佞である院の女役人たちはたゞ院長に唯々諾々として院長のいふがままに院生たちを無慈悲に取扱つて居た。げにそれが多くの人々の常識的な行き方でもあり、又さうしなければ役人たちはその日のパンを得ることさへ困難であつたのであらう。そんな院長と役人によつて果して人間の感化が出来るものであらうか。

まことやその感化院の院生たちは全く自暴自棄に陥つた。中でも院生のルネやアリスたちは役人の眼を竊んでは悪戯の限りを盡した。詐病は使ふ。雑談にはふける。喧嘩はする。全く感化院は犯罪學校そのものであつた。その中にもいつも冤罪を訴えそして逃走を企てる一少女があつた。芳紀正に十七にして健康な端麗なネリイがそれであつた。今日も彼女が逃走先で逮捕されて今しも感化院に舞ひ戻つて來るところであつた。

ところが偶然といはふか此の感化院に青天の霹靂の如き一大事件が突發した。それは此の感化院の囑託醫であるギイ・マレンシャルのフイアンセである若きイヴオンヌが此の感化院の院長に任命されるといふ通牒が發せられたことであつた。イヴオンヌが院長で今までの院長マダム・アベルがその部下にならねばならぬと

いふことは全く造化の悪戯であるとも見られた。マダム・アベルの憤懣は全く想像にあまりがあつたし、院生たちは新院長が来たところでどうせ舊院長と變つたところのなかるべきを想像してむしろ新院長に悪戯の歓迎をなさうとさへしたのであつた。

イヴオンヌは着任した。そして彼女は着任すると同時に院生たちに愛と同情と信任とを以て遇しそして感化することを自己の信念であると發表した。院生たちに惨虐な手荒な取扱をしないやうに嚴命した。この命令に對してアベル女史は絶対に反抗した。彼女は自分が今まであれほど嚴格に取扱つてすらくならぬのにどうしてイヴオンヌの考への如き方法で改善出来よう。イヴオンヌの思想こそ悪人を増長させるばかりだと非難した。嚴正と感化。愛と感化。この二つの思想がいよいよここに對立したのであつた。

丁度この思想の相剋が火ばなを散らして居るとき逃走してつかまつたネリイが連れ戻されて來た。アベルは之を直ちに懲罰室に入れようとしたけれども、イヴオンヌは之を自分の愛によつて救はふと決心した。けれども手荒と偽懣とにこりて居るネリイはイヴオンヌを信ずることが出来なかつた。

心配が起きて來た。丁度その時ネリイが院長室に飛び込んで來てここにイヴオンヌの試みは竟にはなやかなる勝利となつたのであつた。

それ程熱心なイヴオンヌの感化事業に對してギイ・マレシヤルはとてもあきたらなさがあつた。彼はイヴオンヌから婚約者の熱情を受け度くしてそれを得ない物足らなさから自分の診療室の助手に使つて居るネリイを戀するやうになつた。苟くも感化院のお醫者であり乍ら囚人を戀して途ならぬ戀をささやくやうになつた。イヴオンヌがあれほどの熱心と同情と人類愛とを以て考へた囚人への信任、自治向上の結果としてかち得た診療室の助手といふ地位を悪用して彼等は戀を結んだ。

マダム・アベルはこの出來事を知つた。そしてそれをイヴオンヌの無考、新制度の弊害に歸し自分の舊い制度が絶対に善であると考へる様になつた。けれどもイヴオンヌはそれが自分の考への悪いから起つたとは決して思へなかつた。悲しい自分のフイアンセの途ならぬ戀の相手は自分が信任したあのネリイであることに胸をさかれる思ひがしたけれども彼女は竟にネリイを假出獄にした。嗚呼これほど神の如き考への下にな

イヴオンヌは竟に意を決してネリイの心の中に自治心を見出さうとした。ネリイの如き捨鉢の少女にもやり方によつては責任心を喚起することが出来るかと考へて思ひきつてこの逃走癖のある少女に外出を許すことにした。一人の見張もつけずにネリイを院外のギイ・マレシヤルの邸までお使に行かすことにした。この意外の出來事にネリイは驚天しつゝ外出して可憐なる小鳥の如くに色々の物を物めづらしく眺めつつ進んだ。花を木を汽車を。見るもの一として美しからざるはなく一としてめづらしからざるはなかつた。マレシヤルの邸に於ても總ての物がめづらしくて大へんな悪戯をさへ残して來た程であつた。歸りがけにも彼女は能ふ限りの自由といふものを満喫した。野原に寝ころんで青天井を眺めた時は本當に自由の甘味といふものの値の高いことを感じたことであつたらう。

もう夜の九時にもなるのにネリイは歸院しない。マダム・アベルはそれこそあの逃走少女が裏切つて又もや逃走したものとしてイヴオンヌをせめた。新院長のやり方がこうもてき面に失敗したことをせめ立てた。然しイヴオンヌは決してネリイが自分の信頼を裏切るとは思はなかつたが、それにしても遅いので少しく

つた新制度を遂行すべき本當の人間はないものであらうか。

といふのが格子なき牢獄のすじ書である。私はそれだけのすじ書に従つて刑罰の新舊思想の衝突に付てお話をして見ようと思ふ。

二

此の映畫の觀覽者は必ず舊感化院長のマダム・アベルの手酷しさを憎みそして新院長イヴオンヌの人類愛に感動されることと思ふ。さういふ見方をすることが人間の本當の心理現象なのである。然らばマダム・アベルのやり方は絶対に間違つて居るかといふのに、それは決してあらはれた畫面丈で判断すべき性質のものではない。本當にアベルのやり方を公平に判断しようとすれば畫面から一步退いて冷靜な批判を試みねばならない。冷靜なる批判を試みるとそこには必ず犯罪の場面がうかび出で、冷たい世の批判が起り、人間の憎悪性といふものがあらはれて來るのである。犯罪人に對してさういふ見方をする人は犯罪人に對する處置を如何しても苛虐にしなければ氣がすまなくなるのである。マダム・アベルのやり方はこの人間の冷靜な批判の

代表的なものである。冷静な批判には感激性がなく、善導性がなく、同情心がなく、苟くも感化とか教育とかいふものには縁遠いものであるが、その點をマダム・アベルによつてあらはされて居るのが此の畫面である。だからマダム・アベルのやり方は教育といふ問題の行はれなかつた時代、野蠻な時代に於ては大にうけたであらうが、苟も感化院といふ名前がつけられて居るやうに犯罪人でも感化しようといふ時代の人々は必ず感化院そのものの中に感激とか向上とか希望とか同情とかいふものを非常に求めるものである。この人々の求めがあればこそメーゾン・ド・コレクシヨンといふ制度が是認せられるのである。イヴォンヌのあのやり方はこの時代の要求にピッタリ合つて居る。そこにイヴォンヌに皆が同情し感激するのである。

アベルとイヴォンヌのこの對立した思想は實は刑罰思想の變遷そのものがあらはされて居るのである。刑罰史を緝く人々は十九世紀に至るまでの世界の刑政が殆んど總てアベルの思想の上のうち立てられて居たことを知ることが出来る。初めの中は刑罰は即ち死刑であつた、死刑が後退して監獄刑が出来たけれどもその監獄刑は陰慘と殘虐とよりなるこの世の地獄であつた。

ヨーロッパに於てはかの恐怖暗黒時代が過ぎて文藝復興時代が來た。迫害に迫害を受けたキリスト教人道主義に花が咲いて來た。この黎明の時代に於ては人間の價値が認められて來た。殊に東洋に新植民地を持ちアメリカ新大陸に移民が必要になつて來てから人間は死刑囚に至るまで貴重なものとなつたのである。そこに死刑の後退が始まり監獄教化といふ問題が芽生へて來たのであつた。イギリスのエリザベス女王が死刑囚に一等減じたのも、アムステルダムに監獄改良が試みられたのもかうした關係からであつたことは否定することの出來ぬ事實であつた。

かやうな刑罰の改良が功利主義的な立場から出發したるにせよ、とにかく人間はその時代からいくらかの價値が認められるやうになりその結果として囚人にまでいたわりの心が與へられて來た。

人間の價値が認められて來るとそこに導きの心が必然的にわいて來るものである。功利を離れて心の問題として人の導きが考へられるやうになるものである。所謂「善」であるとか「憐憫の心」とか乃至は同情の心とかいふものはさうした人間價値を前提として生れるものであるが、文化の花が咲き開くとさういふ人間

た。外國の死刑に或は釘船だとか鐵の少女だとか水責だとかが用ひられたやうに日本でも亦鋸引きだとかさかはりつけといふ様な見るも身の毛のよだつものが用ひられて居た。監獄刑といふ新たな形が出来上つたけれどもそれは名のみで監獄の中は暗黒で不潔で陰潤で人間をじわじわと責め殺す場所に過ぎなかつた。

何故にさやうに刑罰といふものが慘虐であつたのであらうか。それは即ちお互の間に人間の價値といふものが認められて居なかつたからである。それはその時代に於て人間の心理といふものがきわめられなかつたからである。そして犯罪といふものが出来るに付て社會的な誘惑や働きかけがあるといふことを少しも感じなかつたからであつた。ただ罪はその人間に責任があるものとして之を憎みそして之に慘虐であれば人々はそれを見て恐れ戦き後からの悪事をつつしむと考へたからであつた。言ひ替れば刑罰といふものは人々へのみせしめであり、本人への痛苦でなければならぬと考へたからであつた。

マダム・アベルが感化院の少女たちを甘やかしてはいけない、嚴重に取締らねばならぬといつたその言葉は傳統的な強い刑罰観であつたのである。

愛が世界にたなびいて來るものである。

十八世紀に至つて本當に人間を愛した僧侶としてクレメンス十一世が出た。人間の最後の一人をも惜しむ愛したベツカリヤやジョン・ハワードが出た。人間は鞭の力よりも愛の手によつてのみ導き教へることが出来ると強く叫んだヨハン・ハインリッヒ・ペスタロッチーが出た。かくしてここに監獄改良の問題が盛んになつたのである。イヴォンヌの格子なき牢獄は實にかやうな思想のあらはれであつたのである。

三

十九世紀に入つてから人間が人間を信すべきであるといふことが頓に盛んになつて來た。それは實にかのヨハン・ハインリッヒ・ペスタロッチーの思想の影響であつた。ペスタロッチーは慘虐な刑罰が後からの犯罪を防ぐよりも寧ろそれが犯罪の原因となるものであると主張した。見せしめに行はれる死刑でさへもそれが犯罪の續出を防ぐよりも寧ろ人間の心を粗暴にしてそのこと自體が犯罪の原因となるのだと考へた。その結果としてペスタロッチーは冷酷な立法に付て次のやうに言つて居る。

「立法の内的冷酷は裁判官を冷酷にし、冷酷な裁判

官は冷酷な家父である。此の關係は彼獨りに止らな
い。遠近のものが皆之に倣ふものである。彼の秘書官、
書記官、小役人、使者、下役、近い村の人々に至るま
で皆彼の習慣に見倣ふ。凡てこの役人、その親兄弟
戚、子供悉く彼の様に冷酷になる。上役人や下役人に
冷酷に取扱はれて居る最も低い民衆中の最も貧賤な者
さへも己が棲家では奴隷羈絆の仕返しをして己が妻子
に對して暴君となる。立法の精神が爲政者や裁判官に
人間性、愛護、純な父心を注ぎ込むことが言ひ知れぬ
位大切である。彼等にその反對を注ぎ込んだならば全
くこの愛と愛護と人間性とに立脚する凡ゆる身分の純
な家庭幸福は其の根底から破滅し、そして兩親の心を
己が子の悲惨の前の困窮に際して硬化せしめる残酷が
此處にその原因を見出すことが多い。彼の此の考
へからは教育の方法として粗暴は禁物なのである。マ
ダム・アベルのやうな感化方法といふものはベスタロ
ッチー教育學では絶対に避けねばならぬことであつ
た。

その結果として彼の教育學の中には人間の素質を教
養せねばならぬといふことが極めて重視された。眞善
美を十分に發揮せしめ、その中に自尊心をつけければ人

んな事が可能なことであらうか。若しそれが可能なこ
とであるならばそれこそ今日の刑罰には必然的な革命
がもたらされねばならぬのである。

マダム・アベルがイヴォンヌの考へに付て考へたや
うに當代の人々は正にさういふ激動をうけたことであ
つた。けれども、この新たな教育學上の問題はあち
らこちらの監獄で恐る恐る色々の形で試みられること
になつた。西オレゴンの典獄は無期囚を監獄の居房か
ら教會に行くまで看守をつけなかつたといふので大膽
さが謳はれた。又その典獄は逃走囚を探させる爲に囚
人を野放しにしたといふので大へん評判になつた。
とにかく囚人に何等かの信任を與へようといふこと
が問題になつて來たのは實に十九世紀であつたのであ
る。

四

近代刑罰の革命兒は實にトーマス・モット・オスポ
ーンであつた。オスポーンといふ人は大學を出ると直
ぐに印刷職工になつてそれからシン・シン監獄の看守
になつた。彼は決してその日暮しの看守ではなかつ
た。如何にかしてこの陰慘なそして矛盾の多い監獄制
度に改良が加へて見たいといふ考へがこの微祿の一看

間は必ず正直なものになるといふことが彼の結論であ
つたが、この教育思想は十九世紀に於てドイツにもフ
ランスにもアメリカにも普及した。そしてアメリカに
於てはそれを監獄問題と結びつけて囚人の自治心認を
めることによつて善い國民に仕立てようといふ考へが
浮び上つた。十八世紀前半に於けるウエルスのポスト
ン感化院がそれであつた。十九世紀の後半にはカルヴ
イン・デリックとウイリアム・アール・ジョージとが
同じ思想の下に少年犯罪人の自治教育といふことに力
をそそいだ。

此等の自治感化といふのはどこに重點が置かれて居
たか。それは要するに從來の犯罪人取扱ひは先づ囚人
を疑つてかかつて居た。囚人には善事が出来ぬといふ
前提の下にその取扱ひをするが爲に囚人も亦反抗と粗
暴と捨鉢になつて感化の實を結ばうなぞといふこと
は絶対に不可能なことであつたのである。この間違つ
た考へをなほして囚人でも責任を持たせれば必ず善に
向はすことが出来る。これが爲には彼等に信任を與
へよう。その信任に答へさせやうとしたのがカルヴィ
ン・デリック等の考へたところであつた。
囚人に自治を與へる。囚人に信任を與へる。一體そ

守の頭から去らなかつたのは事實らしい。幸な事に一
九〇三年の夏に彼はニューヨーク州知事から監獄改良
委員會の委員長に任命された。この出來事こそこの監
獄改良家にとつて實に千歳の一遇であつたのである。
彼は看守として持つて居た監獄の經驗が囚人の生活の
琴線に觸れ得るものなどといふことを決して信じて
居なかつた。幸に彼は當時オーバーン監獄の典獄をし
て居たチャールズ・エフ・ラチガンと親交があつたので
自ら入獄して出来る丈の眞理を捕へて見たいといふ相
談を持ちかけた。だかラチガンはその計畫が無謀であ
りそして危険であることを理由として強く反對した。
しかしオスポーンの計畫は決して一片のセンチメンタ
リズムから割り出されたものではなく本當に眞剣な願
であつた。彼の眞剣味は竟にラチガンを動かした。

九月二十九日月曜日の朝彼は監獄の門前に立ちそし
て事務所へ歩いて行つた。そこで彼は犯罪人名簿にト
ム・ブラウンといふ名前前で記入せられて三萬三千三百
三十三といふ囚人番號をつけられてその時から冷い
鐵窓の人となつたのであつた。

彼はその監獄生活に於て出来る限り囚人生活の實相
にふれることに努力した。その結果として彼は監獄内

で一人の親友を作った。それが有名なジャック・マー
 フイであつた。彼はトム・ブラウンに言つた。囚人も一
 人の人間である、人間である以上彼の心の中にも報恩
 の念があり、信任に答へる感情がありそして悲しみに
 泣くことが出来るのである。その人間性を理解しない
 で如何して監獄改良をすることが出来る、といふの
 であつた。囚人に對する信任！果して可能なことで
 あらうか。ジャック・マーフイはそのブラウンの疑に
 對していつた。

「ブラウン君が相手を信用すればその者は何でもや
 るよ」と。

オスポーンはかねてから囚人に對する自治を認める
 ことがいかに人間を善に導くであらうかといふことを
 考へて居た。グラッドストーンが自由に出すには自由
 を與へよといつたあの眞理が監獄感化の眞理でもある
 と確信はして居たがさてそれに對する囚人の感情がど
 んなものであるかといふことを決しかねて居たのであ
 る。ジャック・マーフイは此のオスポーンの狐疑逡巡
 に決心を與へたものであつた。

オスポーンはこの入獄の體験によつて囚人信すべし
 といふ信念を得た。彼はラチガンに進言して囚人たち

それは典獄ラチガンが失踪したといふのであつた。提
 燈が東西に走り人々がざわめき出した。そのさわぎの
 中に囚人たちの座席の眞中から一人の男が立ち上つ
 た。彼は叫んだ。

「ラチガンは此處に居るよ」

ラチガンは信任した囚人たちの心に同化して自己の
 地位を捨てて囚人たちの世界に入り込んで居たのであ
 る。今の彼には一點の疑もない一點の警戒心もない。
 只人間の性は善であるといふ事を信じたのみであつ
 た。

そこに暴動も逃走も起らなかつた原因とネリイが逃
 走しなかつたその原因とを對比すれば人の心と人の心
 との結合によつてどんな悪人をも導き得るといふこと
 を何人も信ぜずには居られまい。

五

今一つの試みを紹介して置かう。それは一九一三年
 の初頭の頃であつた。囚人自治制に確信を得たオスポ
 ーンはラチガンの許しを得て十數人の囚人を三隊にわ
 けてオーバーンから數十哩も離れた曠野にドライブす
 ることになつた。むろん戒護の人々は銃も劍も持たな
 い無腰の役人ばかりであつた。強盜や殺人の前歴を持

のみを以て協和團を組織して「善を行ひ善をなす」と
 いふ旗印の下に新生活に入らしめようとした。役人の
 手にひつばられてでなしに囚人たちの中に善事をもり
 あがらせようとしたのであつた。

果してかやうに信頼することによつて囚人が豫想通
 りに善事を以て答へて呉れるものであらうか。何百年
 の鍵扉の中の秘密が無事に善へ導くことが出来るもの
 であらうか。そのなぞを解くべく晩秋の一夕丁度ロン
 ドンから來たピアノリストの爲に監獄演奏會を開いた。
 監獄演奏會が空前の出來事であるといふのに手錠もか
 けないで千四百人の囚人を而も夜中に一堂に集めよう
 といふ事は全く一大冒険であつた。

その夕が來た。囚人達はこの空前の出來事に對して
 全く驚喜した。あちらでもこちらでもひそひそと話聲
 は聞へたけれどもいよいよ演奏が始まつた時一堂は全
 く寂そのものであつた。イヴォンヌがネリイを解放し
 たときにマダム・アベルが逃走を心配した様にオスポ
 ーンとラチガンのこの試みも非常に案じられたのに事
 實は寂そのものの世界が出來たのであつた。信任への
 答！そこに始めて人間性が見出されたのであつた。
 ところがその寂たる世界の中に一事件が突發した。

ち一生監獄に囚はれの身として過さねばならぬ運命の
 この人々を只信任といふ見へざる武器を以て戒護しつ
 つ進んだ人々の中には恐れを抱いた人々もあつたに違
 ひない。

一生を監獄に過さねばならぬと觀念した囚人達であ
 つた丈に之を機會に逃走をしようなどと考へたものも
 あつたに違ひない。しかしオスポーンは只天の命する
 「人を信ぜよ」といふその一言を無上の武器と信じた
 のであつた。

日が西山に傾むく頃ドライブの三隊は各々出發の準
 備をととのへた。折柄突如として朔風が巻き起つた。
 カナダ境の寒風に雪が交つて最早黑白もわからぬ世界
 になつて了つた。二臺の自動車は漸くにして監獄にた
 どりついたが残りの一臺は最早影も見ることが出来な
 かつた。

時間は刻々に過ぎて行つた。アベルや感化院の役人
 達がイヴォンヌをせめたてた様に人々がオスポーンの
 所に集つて來た。

「大丈夫だらうか」
 此の間に對してオスポーンは
 「絶対に大丈夫」

と叫ぶのみであつた。嗚呼オスポーンはかくも人間を信じ切つて居たのである。

話が代つて残された自動車隊の囚人達である。「どうだ！ 俺達はどうせ娑婆には出られないのだ一層此處でづらからうぢやないか」

「だけどなあ！ さうなつたらあそこの千四百人の奴等は又みぢめな目に遭はなければならぬぜ」

「いやそれよりも折角俺達をこれ程迄に信じて呉れるブラウンが可愛想だよ」

「さうだ！ さうだ！ またづらかるにしても一應歸らうよ」

かくして彼等は破損した自動車の修理に懸命に努力した。東西の見わけさへつかぬ曠野の中で部分品店をさがし求めた。實にそれは大きな努力だつたのである。逃げれば逃げられる絶好のチャンスであるのに。しかも寒い中を懸命に努力する彼等の眞剣味、之が囚人の心から湧き出でるものであり得ようか。

彼等はただブラウンのこの弱者への信任に答へる人間性の發露そのものであつたのである。

監獄の中の時間は刻々と過ぎたもう四時だ、五時だ！ やはり囚人は囚人なのだ。總ての人々は自治性

であつた。若しも總ての人々が彼等の如く純眞にして無垢な心の所有者であるならばどうしてそこに犯罪なぞが起らう。どうしてそこに監獄などといふものがあり得よう。

悲しい哉人間世界はイヴォンヌやオスポーンの心に比べてあまりにも醜いものが多過ぎるのである。この醜い心を清算せしめずして只人々を信任せよと叫ぶイヴォンヌとオスポーンは夢の世界の人間といへば謂へよう。

ギイ・マレシャルとネリイとは實にこの醜い世界の代表者として擧げられたのであつた。

あれ丈の信任を受け乍らなぞネリイは再び墮落したのだ。それは人間の煩惱が然らしめたのだ。その煩惱をそそり立てる悪魔が居たからだ。ああマレシャルは何といふ悪魔だらう。

神聖なるべき職場を汚し、無教育な少女を誘惑し、そしてその愛人の神の心を傷けたこのマレシャルの茲き青年がなかつたらイヴォンヌの思想は實に現代の教育及刑罰への天警の聲であつたらう。しかし私は如に敢てマレシャルを非難しやうとはしない。それよりもイヴォンヌの如き思想家が、否教育者が否慈母が居

の失敗をせめた。けれどもオスポーンは絶対に彼等を信じた。

「彼等は逃げない」。

丁度其の時警笛が聞えて來た。お、自動車だ。人々は門前に飛び出した。

疲れ果てた囚人達は一人残らず歸つて呉れたのだ。オスポーンは泣いた。お、神よ自分は勝つた。人間は信任することが出来るかと彼は一層固く信じたのであつた。ネリイが歸つて呉れたその時のイヴォンヌの心情は近代監獄學に於てはこのオスポーンのドライブ事件で立派に證明することが出来るのである。それを

一片の小説として楽しんではいけない。そこには人々に映畫として愉樂し去つてはいけない。そこには人々に囚人でさへも信任すれば答へ得るものを沉んやわが子が我が兄弟姉妹に於てをやである。

信任！ 人を信することなくしてどうして人から信任を受け得よう。教育者よ！ 父よ！ 母よ！ 世の人々よ。最後の一人の人をも信任せよとイヴォンヌは叫んで居るのである。

六

けれどもイヴォンヌやオスポーンの心は實に神の心るときにそれをとりまく人々はその心をもり立てねばならぬといふことを痛感する。一人の裏切り者があつてはならない。一人の無責任者があつてはならない。

モット・オスポーンは實際に於てイヴォンヌと同じ失敗に出會つて居る。彼の思想や高尚であつた、彼の試みや誠に人間的であつたけれども、しかし乍ら悲しい哉之を行ふ畑には悪魔がはびこつて居た。この悪魔は人間を使喚してオスポーンの信任を裏切らしめたのであつた。彼等はその使喚によつて自治を濫用してあらゆる不紀律なることをした。信任すればそれに對してよき答へを得ると信じて居たオスポーンの考へは全くイヴォンヌのそれと同じ様に一場の夢と化して了つたのであつた。

世の人々は彼を非難した。世の學者は彼の行刑理論を攻撃した。そして囚人はやはり囚人だと侮蔑の眼を以て見る人が多くなつた。けれどもオスポーンは彼の一生を了つた一九二九年の秋まで決して彼の確き信念を捨てなかつた。不遇に死んだけれども人を信任し通した彼は實に幸福であつたといへよう。

イヴォンヌがその愛人をとられ而も彼女を裏切つたところのネリイに矢張り假出獄證票をやらねばならぬ

と考へ、そしてネリイを固き鐵門の外にいつまでも見送つたその深遠な心は果して不幸であつたであらうか。

人間を信じきることの出来る人々、それは眞に幸福なる人々である。そんな人々が世に多く出づることが本當に世の汚れを救ひ、世の弱者を助けそして世に平和をもたらすのである。

イヴォンヌとオスポーンの失敗は決して失敗ではなかつた。それは只無考な自己的な野卑な人々への警告であつたのである。

七

刑罰に關する思想はかくの如くにして進められた。一旦の誤によつて處罰せられることがその人間の一生の浮沈に關するといふが如きことは彼を段々と兇暴に追ひ込むことにこそ役立て、その處罰から得られるものは誠に僅少であるといふことが明かにせられたのである。

一寸の蟲にも五分の魂といふことがあるものを、沉んや人間に於てをやである。監獄の役人たちよ諸君が扱ひつつある囚人たちが人間であるといふことを決して忘れてはならない。彼等は人間である。諸君は教師

のきづなを斷ち切るときそこには法律上の犯罪よりもつと大きな罪惡が行はれるものであるといふことを忘れてはならない。

ペスタロッチーは謂つた。少女の嬰兒殺は家系を尊重し過ぎる良家の家庭の口八ヶ釜しさから起る場合が多いと。

私は家庭の人たちにふしだらを獎勵するのではない。前科に對する羞恥心を價値少く見ようとするのではない。只私は法律上の犯罪よりも恩愛のきづなを斷ち切る罪の深さの恐ろしさを言はふとして居るのである。一度誤つて獄に投ぜられた親が、子が、兄弟があつたとしたら、そこに最も力づくよく動かねばならぬものは恩愛のきづなである。イヴォンヌはあかの他人であるネリイにさへ信任を送つて居るではないか。牢獄に呻吟しつつある子を持つ親、前科ある子を持つ親たちよ我が子を信任すべきである。そこに悔悟と慚悔の心を起さぬ者があるであらうか。

世界は今や大きな民族戦となつて展開して來た。皇國の興敗は大和民族の團結と熱誠と滅我の一粒によるのみとなつた。その大團結が一人でも二人でも缺けるところがあつてはならない。日本人は今や實に尊い人間彈丸であるのである。

である。お、何といふ高尚なる職分を諸君は持つことよ。諸君は誤れる人間を正しき人間にまで進ませ直すといふ大きな使命に生きる教師である。

世の人々よ。諸君は一旦の過誤によつて、ひしがれた前科者たちをせめ通してはならない。さすれば彼等は兇暴の淵に沈むのみである。累犯の波にのるのみである。かくして吾々人間界は反つて一層兇暴なる運命に呪はねばならなくなるのである。されば世の人々はかやうな誤れる人々の爲にその溫き手をさし延べねばならない。その手ににぎられたときどうして前科者と雖涙なくして答へ得よう。けれどもその手のさし延べは單なる同情に止まつてはいけない。前科者と雖善良なる國民として蘇生させ得るのだといふ信任の心を忘れてはならない。イヴォンヌの心、オスポーンの心あの大きな人間性の襟度を以て前科者を導くことはやがて犯罪防禦の成功を祝ふ第一日目であることを信じなければならぬ。

家庭の父よ！ 母よ！ 兄よ！ 姉よ！ 弟妹たちよ！ 御身たちは人間のきづなといふものを忘れてはならない。御身たちの親子兄弟姉妹の中の一人が不幸にして罪を犯した場合にそれを以て家系を汚したにくき奴として捨て去つてはならない。人間が人間の恩愛

陛下の御爲に死なねばならぬ偉い人間彈丸でなければならぬのである。屑鐵も煮返して爆弾に再製して居るこの非常時ではないか。沉んや人間の屑に於てをやである。人間の屑をそのままに拋棄することは人間彈丸の損耗である。裁判官も検事も辯護士も警察官も司法保護事業家も家庭の人々も皆此の理窟をよく聞き分ける必要がある。

諸君は皇國の爲に人間彈丸を作る重工業者なのだ。人間彈丸の再製！ お、それはどうすればよいのだ。オスポーンの曰く、イヴォンヌの曰くそして此の筆者の曰く。

「罪人と雖人間である、之を愛し之を信任しそして之を導け、さすれば何人かお國の爲に赤誠を致さぬものがあり得よう」

「格子なき牢獄」は實に刑罰の性質に付きこの點を示唆して呉れた不朽の大作であると私は信じたことであつた。

（昭和十六年一月二十五日於群馬會館
前橋思想犯罪保護觀察所主催「格子なき牢獄のタ」に於ける講演）

夏期は代謝量九%低ものなる故次の如く給與栄養量を減ぜり

夏期(自七月一日)及免業日に於ける勞作程度による一人一日栄養給與量

作業程度	蛋白質瓦	カロリー
強力	110.0	2900
中等	100.0	2700
輕易	95.0	2400
不就業	80.0	2100

ロ、主食給與量の決定

上述の作業程度別による給與營養量に従ひ、次の如き主食給與食等を決定せり。

主食給與食等

作業種類	試驗食食等	現行法規ニヨル食等
土工	四等食	三等食
砂利採取	四等食	三等食
炊夫	四等食	二等食

上記試驗食の副食物中營養量を、在來の當所の給與營養量及び全國少年刑務所副食物中營養量と比較するに次表の如し。

一人一日副食物中營養給與量比較

區分	蛋白質瓦	動物性蛋白質瓦	カロリー
現行試驗食(自昭和十五年六月至昭和十六年三月)	45.0	15.0	500
從來食(自昭和十五年五月至昭和十五年十月)	38.0	15.0	500
從來食(昭和十三年九月以前)	32.7	1.9	403
全國少年刑務所平均(昭和九年十月現在調査ニヨル)	29.0	5.7	470

三 試驗成績

試驗食を五ヶ月間實施したる收容者の保健上(體位、罹病率)食費、節米等に及ぼせる影響は以下各表に示せる如き成績を得たり。

一 表 身長に及ぼせる影響(平均身長を以て示す)

組別	五月	六月	七月	八月	九月	十月	増減
試驗者	156.2	156.0	156.0	159.0	159.0	159.0	(+1.5)
對照者	156.0	156.0	156.0	159.0	159.0	159.0	(+1.0)

便捨夫	四等食	三等食
營繕夫	四等食	三等食
耕耘夫	五等食	四等食
指物工	五等食	四等食
雜業	五等食	四等食
洋裁工	六等食	五等食
印刷工	六等食	五等食
獨居拘禁	七等食	六等食

夏期は代謝率九%減すると云ふ生理學上の根據と從來夏期に於て殘飯の產出せらるる經驗に鑑み、主食の給與量を各一等減じたり、尙減等期間は七月一日より九月十五日に至る四十六日間とせり。亦免業日も夏期と同様一等減等給與することとせり。

ハ、副食物中に含ましむ可き營養量

副食物中營養量は次表の如く決定給與せり。

成分	蛋白質瓦	動物性蛋白質瓦	カロリー
試驗食	45.0	15.0	500

右表百分率

組別	五月	六月	七月	八月	九月	十月	増減
試驗者	100.0%	100.3	100.3	101.0	101.0	101.0	(+1.0)
對照者	100.0	100.0	100.0	100.6	100.6	100.6	(+0.6)

II 表 體重に及ぼせる影響(平均體重を以て示す)

組別	五月	六月	七月	八月	九月	十月	増減
試驗者	57.0	57.7	58.6	58.6	58.8	59.0	(+1.2)
對照者	55.5	56.0	56.6	56.6	57.3	57.7	(+1.2)

右表百分率

組別	五月	六月	七月	八月	九月	十月	増減
試驗者	100.0%	101.9	101.8	102.8	103.1	103.3	(+1.3)
對照者	100.0	101.0	100.3	100.3	100.3	100.4	(+0.4)

III 表 胸圍に及ぼせる影響(平均胸圍を以て示す)

組別	五月	六月	七月	八月	九月	十月	増減
試驗者	80.5	81.0	81.0	81.0	81.0	81.5	(+1.0)
對照者	80.5	81.0	81.0	81.0	81.0	81.5	(+1.0)

月 日八月七	日 日七月七	土 日六月七	金 日五月七	木 日四月七	水 日三月七
胡 味 麻 噌 鹽 汁	胡 味 麻 鹽 鹽 汁	胡 味 麻 噌 鹽 汁	胡 味 麻 噌 鹽 汁	胡 味 麻 噌 鹽 汁	胡 味 麻 噌 鹽 汁
鹽胡馬煮味 鈴 麻薯干噌	鹽胡菜煮味 麻 干噌	鹽胡若煮味 麻布干噌	鹽胡馬煮味 鈴 麻薯干噌	鹽胡菜煮味 麻 干噌	鹽胡馬煮味 鈴 麻薯干噌
三 一 八 二 四 〇 〇 〇 〇	三 一 八 二 四 〇 〇 〇 〇	三 一 五 二 四 〇 〇 〇 〇	三 一 八 二 四 〇 〇 〇 〇	三 一 八 二 四 〇 〇 〇 〇	三 一 八 二 四 〇 〇 〇 〇
佃 煮	漬 物	漬 物	甘 煮	漬 物	佃 煮
醬大砂公 油根豆糖魚	澤油菜煮大味 庵 干豆噌	澤酢砂若味干 庵 糖布噌鯉	醬大鹽砂小 油根 糖豆	澤醬刻 昆ニヤク 庵油布 豆干	醬胡菜砂公 油麻 糖魚
四 六 二 五 四 〇 〇 〇 〇	三 三 八 〇 三 五 〇 〇 〇 〇	三 〇 五 〇 四 四 〇 〇 〇 〇	二 六 二 一 五 五 〇 〇 〇 〇	三 四 〇 一 五 五 二 〇 〇 〇 〇	四 一 五 一 四 〇 〇 〇 〇
漬 三 物 汁	漬 フ 燒 ボラ 物 トイ 魚	漬 粉 煮 吹 物 芋 豆	漬 合 多 物 汁	テ ン プ ラ 卸 し	揚 卸 し 物
澤鹽馬葱鹽 鈴 庵 薯 鱒	澤鹽油馬鹽 鈴 庵 薯 鱒	澤鹽醬馬大煮 鈴 庵 油薯豆干	澤醬馬干大味 鈴 庵油薯鱒豆噌	鹽醬大油麥生 油根 粉魚	醬大油麥大馬櫻 油根 粉豆薯ビ 鈴エ
三 一 五 五 四 〇 〇 〇 〇	三 〇 三 五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	三 〇 二 三 五 四 二 〇 〇 〇 〇	三 〇 三 〇 三 〇 四 〇 〇 〇 〇	三 四 〇 〇 一 五 〇 〇 〇 〇 〇	四 〇 三 〇 一 〇 一 六 〇 〇 〇 〇 〇

四 結言並考察

以上の成績を要約し是を結言すれば

- 1 主食を減少し副食物を充實せる結果、發育に必須なる各種榮養成分特に良質の蛋白質給與量増加せり。
- 2 身長、體重、胸圍の發育増加は試験食組に於て從來食組よりも良好なる如く認められたり。
- 3 診察人員は試験食に於て稍減じたるものの如く就中消化器及呼吸器系統疾患による休養日數は激減す。

- 4 副食物費は試験食に於て甚だしく増加せるも、主食の激減により寧ろ總食費に於ては減少せり。
- 5 主食給與量の減少に伴ふ節米麥量は極めて大なり。

いま昭和十五年六月より十月までの延收容人員三六五五七人にてこの節米、麥量を計算せば米は十六石四斗五升七勺となり麥は二十一石九斗三升四合二勺となる可し。

附 試驗食献立表

昭和十五年七月上旬献立表

火 日 二月 七	日 月
胡 味 麻 噌 鹽 汁	調 理 別
胡 若 煮 味 鹽 麻 布 干 噌	菜 品
三 一 五 二 四 〇 〇 〇 〇	數 量 瓦
卸 甘 し 露 煮	調 理 別
醬 大 油 馬 砂 干 油 根 鈴 薯 糖 鯉	菜 品
四 三 五 〇 五 四 〇 〇 〇 〇	數 量 瓦
漬 吳 物 汁	調 理 別
澤 菜 大 煮 味 庵 豆 干 噌	菜 品
三 〇 八 四 二 〇 〇 〇 〇 〇	數 量 瓦

Youth Correction Authority
Act
Edward R. Cass

アメリカ法律學會の立案せる 少年矯正局法案

アメリカン・プリズン・アソシエーション總務主事

エドワード・キヤツス

この一文は一九四〇年六月二日アイダホ州ボイス市に開催せられたる西部州パロール及びプロベーション協會 (Western Parole and Probation Association) の第五回年次大會に於けるキヤツスの演説の要旨を録したるものである。

今は茲處で論じようと思ふ題目は久しい間自分の心に在つたもので、私の生涯の大部分を捧げた問題で、即ち、少年と犯罪との關係並びにこれに善處すべき方法の問題なのである。

數日前のことであるが、自分は前觸れなしにニューヨーク州の矯正省 (New York State Commission of Correction) のボードの一メンバーとして州の或るカウンティ (郡) のヂェール (拘留所) の一つに巡閲を行つたのである。——「キヤツス氏はニューヨーク州の矯正省を統轄する三人より成るボード (合議體) のメンバーの一人である——New York State Commissioner of Correction」。

シヨン (監區) に脚を入れた時には、自分はその不潔のひどいのにぞつとしたのである。茲處に收容されてゐる數十人の新參者の犯人は年頃は平均十七歳位であるが、彼等はこれだけの人數の半分だけでも一杯になりさうな狭い場所にござつたと獸の群れのやうに雑居せしめられてゐるのである。彼等の多くは上衣も胴衣も脱いで、中には素足のものもゐたが、廊下へマトレツスを引きづり出して來て其上でカルタをやつたりぶらついたりしてゐるのである。勿論彼等の間の會話の話題は犯罪と女を中心にしてゐることは疑もないのである。不思議な事には成年のセクションは極めて清潔できちんとかたづいてゐて、女子の

セクションは何處に一つ非の打ち處もなかつたのである。この事を同伴のシェリフ (カウンティの長で刑罰の執行を管掌してゐる) に訊ねると彼は肩をすくめて、「御存じでせうが厄介なのはボーイズで、一番扱ひにくい代物です」と答へたのである。問題は茲處である——最も外界の影響に感じ易い年頃の若者の多數が指揮も監督もない不潔なヂェールにござつたとおし込められてゐるのである。自分達のケース (事件) の處置の決せらるゝのを待ちつゝ不定の期間拘留せられてゐる此等の若者は茲處で受ける經驗で我々の多くが知つてゐる以上のことを犯罪について學びつゝあるのである。

ニュー・ヨーク・ロー・ソサイエティは去月「忘れられた青年」(The Forgotten Adolescents) と題する研究報告を公にしたが、一九三八年六月三十日に了る一年間ニュー・ヨーク市のヂェールに拘留せられた二千七百九十三人の青年について研究したものであるが、その結果、マンハッタン、ブルックリン及びクインス (いづれもカウンティ) に於て重罪並びに重大なる輕罪で起訴せられた十六歳より二十一歳までの間の凡ての少年犯人の七八パーセントは保釋金を提供することができないためにヂェールに收容せられたといふ驚くべき事實が発見せられたのである。リポートの記述する所によると、此等のものゝ中で結局プリズンへ送られなかつたものの七四パーセントが未決やヂェールに收容せられたのである。而して、逮捕された少年五人中四人までは未だ前科のレコードを有つてゐないといふ事實に照して見てこのパーセンテージは最も意味深いのである。

なほ他の驚くべき數字は、アメリカン・ロー・インスティテュート (アメリカ法律學會) の刑事司法委員會の少年部の統計家にして且つペンシルベニア大學教授たるソールステイン・ゼリン氏の我々に提供するもので、自分の論旨を説明するに役立つものである。之に據ると、十五歳から二十一歳までの間の少年は十五歳以上の我國の人口の一三パーセントを形成してゐるものであるが、しかし、彼等は我國の強竊盜罪の約二六パーセントに責を負ふもので、且つ我國の自動車竊盜の約半數は彼等によつて行はるゝのである。同時にまた、十七歳から二十歳までのボーイズが他の年齢のグループのものに比して重罪で逮捕せらるゝものが最も多いことが分かつたのである。逮捕せられたものを年齢に従つてグループに分つと、十九歳のものが一番多く、之に次ぐのは十八歳である。

我國に於ける恐らく最も時代後れのヂェールの一例がどんなものであるかを見出すには、自分の住んでゐるニュー・ヨークの境界を遠く出て行く必要はないのである。既に年久しく陪審官も他の多くの公私團體もそのヂェールにこびり着いてゐる人心悪化の雰囲気に対して非難の叫びを擧げてゐたのである。時間が許せば自分はこの席で目に睹るやうにその状況をお話した

いのであるが、とにかくニュー・ヨーク・ロー・ソサイエティの調査した所を聴いて下さい。

「セル・ブロック（監棟）の一つに、十六歳から十八歳までのボーイズが一つの層段に留置せられ、十九歳から二十一歳までのものは他の層段に、二十一歳から二十三歳までのものは第三の段に留置せられてゐるのである。房は陰気で物凄く通風は極めて悪い。」

この建物の中で唯一の慰みは大廊下を歩くことで、收容者は四十五分間一方を向いて歩いて行くと、ベルが鳴つて、彼等は自働的に廻り右前へをして、また四十五分間反対の方向へ歩くのである。彼等がずるり／＼と歩く時には足は床をはなれるやうには見えないのである」

この調査で、一九三八年にニュー・ヨーク州のチェールへ收容されたすべての若者の内五〇パーセントは十六日間以上、二五パーセントは四十四日間以上拘置せられてゐたものである。なほ、五人のボーイズの中四人までは未だ嘗つて逮捕の記録を有たなかつたことを記憶していただきたいのである。

かゝる情況に接すると、この國の人々はいつまでもこんな馬鹿々々しい非論理的な處遇方法の存在を許容しておくのだからか、といふ疑問が燃ゆるが如く起つてくるのである。

この國を通じて其處茲處に斷乎たる運動が見られたのであるが、しかし、處々の裁判管轄區の大部分に於ては今猶ほ性格を悪化せしめるチェールに我々の青少年を投じて顧みないのである。その影響は出てから後の犯罪行動に分明に顯はれてゐる。

カ法律學會が合衆國に於ける重立つた法律家、裁判官、教授等數百人の錚々たる人々から成り立つてゐて、専門の法學界のみならず一般社會から多大の信用を獲得してゐたことである。これまで多年民法の研究に従事してゐたのであるが、しかし、一九三四年に、時代の要求に應ずるべく刑法の一部を修正しようといふ考へで刑法の現状趨勢を討議するために重立つた辯護士犯罪學者、社會學者並びに其他、關係者の會合を企てたのであつた。而して、このグループの努力に成つた該博な報告に準據して、少年犯人の健全にして賢明なる處遇方法を確立する目的で、各州の立法部（議會）の參考に供するため模範法典を起草するべく辯護士、裁判官、社會學者、行刑學者其他の専門學者より成る相談役の一團を招集したのである。自分はその顧問役のグループの一員として斯の事業に盡くすを得たことを非常に光榮と思ふのである。

アドバイザー（顧問）のこのグループは、幾月かの骨の折れる勞作の後で、その決定案を三十四人の判事、辯護士其他國內知名の學者より成る學會の審議會に提出したのである。カウンスル（審議會）は「少年矯正局法案」(Youth Correction Authority Act)を採用し、次いで、この法案は學會の會員の年次大會に於て承認されたのである。大會で承認されたといふことは、このアクト（法案）が七百人の辯護士、判事其他知名の士の嚴密なる吟味を通過しなければならなかつたといふことなのである。「少年裁判所法案」(Youth Court Act)は二三の輕微なる修正の必要から年次大會によつて學會のカウンスル

のである。數多くのブリズンヤリホームートリーの記録を参考すればこの事は直ちに證明せらるゝのである。例へば、ミシガン州に於てはチェールに收容せらるゝものゝ六三パーセント、デイストリクト・オブ・コロンビヤの首府ワシントンでは七〇パーセントがレピーター（累犯者）であり、又は、ルイジアナ州では八〇パーセントは以前にチェールの經驗を有つたものであるといふ如きである。これは一例にすぎないが、しかも、この國では餘りに多くのチェールが老いたるも若きも、病めるものも健かなるものも、初犯者も常習犯者も、一緒に收容してゐるといふ事實を考へていただきたいのである。むしろ統計の更らに一層驚くべき數字に上らざることを怪しむのである。

自分はつい今しがた、我が國民はいつまでか故意に青少年を犯罪生活に驅り而して逮捕、宣告、拘禁——逮捕、宣告、拘禁といふ誤つた有害な循環論法を繰り返へさせる現在のでたらめなシステムを存続させるつもりなのか、といふ疑問を挾さむたが、茲處に、アメリカ法律學會 (American Law Institute) の少年裁判に關する委員會 (Committee on Youth Justice) の努力を述べてこの疑問に對する私自身の答へをしたいと思いますのである。この委員會は一年以上の精勵勞苦を惜しまず二つのモデルアクト（模範法案）を起草したのである。即ち、一つは少年矯正局法案 (Youth Correction Authority Act) で、他は少年裁判所法案 (Youth Court Act) である。私は茲處で言ひ添へておきたいのは、アメリカン・ロー・インスティテュート（アメリカ

に廻付されたのである。なほ亦た、この學會の多くの委員會の決定は殆んど一字一句完全なものと斷定せられ得るものであることは特記すべきであつて、それは承認の證印を與ふるべく全國から集まつた辯護士や判事、世に認められた専門學家の持つる嚴重なる標準に適つたものでなければならぬのである。この學會の仕事が徹底と嚴密とを缺いたものではないといふ事實を諸君に知らしめたいために、自分はこの事を言ひ添へておくのである。

「少年矯正局法案」は有罪宣告 (conviction) のあつた後の少年犯人のトリートメント（處遇）に關するもので、「少年裁判所法案」は有罪宣告又は無罪放免 (acquittal) へ導く段階を通じて行はれる少年犯人のトリートメントに關するものである。この二つのアクト（法案）は互に相伴侶たるもので、一つは他を補充するものであるが、しかし、いづれも他のアクトの制定に依存するものではなく、一つが制定されたから他も制定されなければならぬといふ性質のものではないのである。この事ははつきり斷つておく方がいゝと思ふ。「少年矯正局法案」は逮捕、起訴及び宣告の手續には關與しないのであつて、所謂ポスト・コンビクション（有罪宣告後）の手續に勢力を及ぼすもので、逮捕の時二十一歳以下であつた有罪者を「少年矯正局」(Youth Correction Authority) への引渡を規定するものである。かゝる方法は決して革命的なものではなく、實際、その一部は多くの州に於て既に法律となつてゐるのである。實用的な見地からすれば、このアクトは、今日我々が黙過しつゝあるチェール、

システムの結果として餘りにも屢々その横行を肆にせしめたレビーター（常習犯人）から社會を防衛するべく考案されたものである。手取り早く言へばこの新しい法案は、犯人の社會的更生の觀念を確乎たる基礎の上に据ゑて、社會の利益のために必要と認められるだけの期間犯人を隔離することを規定するものである。我々の現在の處遇方法は犯人の社會的更生の實際上の價值と相交渉する所餘りにも少ないのである。この犯人の社會的更生といふ考へをして處遇方法の主眼とする所たらしめんがために、このアクトは少年矯正局の規定を設けたのである。即ち、一々のケースに於ける正當なる處遇方法を決定すべく適當の權限を付與せられたる一個の機關を設けようといふのである。このアクトの目的はアクト其者の中にその一部が次のやうに述べられてゐる。

「この法案の目的は報復的なる刑罰に代ふるに訓練陶冶の方法を以てして、法律違反の罪ありと決定せられたる少年を矯正し且つ更生せしめ、由て以て更らに一層效果的に社會を防衛するに在り……………」

（The purpose of this act is to protect society more effectively by substituting for retributive punishment methods of training and treatment directed toward the correction and rehabilitation of young persons found guilty of violation of law……………）（第一條）

少年矯正局はステート（州）のガヴァナー（知事）によつて任命せらるゝ三人のメンバーより成るボード（Board—合議院）

お話ししたやうな思むべき状態は、少青年の留置の場所として適當なものとして局によつて認可せらるゝ以前に、先づ改良せられるものと思ふのである。

法案は必ずしも新しい施設のために多額の經費の必要を指示してゐない。かゝる意向は全くないのである。しかし、それは必要とあらば、現在の施設が矯正局によつて適當と證明さるゝ以前に先づ改良されなければならないことを意味してゐるのである。自分は殆んど三十年に亙る長い經驗をヂェール其他の拘置施設について有つてゐるが、此等の施設の大部分は「犯罪學校」(schools of crimes) 以外の何物でもないといふ事實が深く自分の心に刻まれたのである。現在の我々の拘置の方法手續は多くの點で全く目的のないものである。

是に於てか、法案は少年は何人も故なく單にプリズンへ收容せらるゝを得ないことを規定してゐるのである。判事は、少年を放免し又は彼に罰金を科する場合の外は、先づ彼を矯正局に引渡さなければならぬのである。事情に従つてどういふ處遇が相應しいものであるかを決定する權限がこの機關に與へられてゐるのである。この權限の中には、現在行はれてゐるやうな色々な處遇作用——ヂェール、プリズン、パロール及びプロベーションを含めて——が別々に聯絡の缺けた努力を費してゐるに反して、統一のとれた矯正處遇のプログラムを要求する機會が自然に伴つてゐるのである。

若し少年犯人の有罪の宣告を受けた犯罪が成年者の場合に於て死刑又は終身刑を以て罰せらるべきものであれば、この法案

たるべきものと立案されてゐる。メンバーの任期は九年で最高の裁判所の判事の免職せらるると等しい手續で免ぜらるゝのである。將來に於て一時に全部のメンバーの更迭を見ることのないために最初の任命に於ては任期は區々である。局のボードの基本的職務は組織、管理及び處遇方針の決定であつて、個々の犯人を一つのケースとして取扱ふことは必ずしもその職務とする所ではない。この職務は局に雇用せらるゝ老練なるそれぞれの専門家に委ねられてゐる。このボードの主要なる必要條件は矯正並びに分類隔離の基本問題の理解と此等の問題を解決する實際の伎倆とである（第二條）。かるが故に、ボードのメンバーたるものが管理の才に富み、教育上の經驗深く、少年犯人の研究並びにその正當なる處遇についての智識と經驗とを有つものでなければならぬのは、固より疑を容れざる所である。

扱て、この局が紙の上に成立した所で、この少年矯正局への犯人の引渡についての模範法案の規定を考察してみたいと思ふ。第一に、法案には、「矯正局が引渡せられたる者の豫備の留置及び診査研究の場所を認可し又は建設したることを文書で以てガヴァナーに具申したる迄は何人も局へ引渡さるゝを得ず」と規定してゐるのである（第三條第二項）

法案のこの項の規定は留置の場所の改良を意味してゐる點で非常に重要なものである。前にこの説話の初めに自分が數週間前にヂェールの一つで面り見た情景を諸君に述べたのであるが、若しこのアクトがニュー・ヨークの法典にあつたならば

は少年に對する刑の適用を變ずるものではないといふことは了解されてゐなければならぬ、しかし、死刑に處せられ又は終身刑を科せられたる少年が刑を減輕せらるる場合には、矯正局はその少年の上に支配權を占むることになるのである。

この法案は、また、拘置施設に於ける拘禁以外の他の手段による公判前の期間中の監督について規定してゐるのである。即ち、法案は保釋、自署承認 (Personal recognizance) 又は他の監視の下に犯人を釋放することを判事に許してゐるのである。かくして、特定の場合には施設に於ける拘置が全然避け得らるるのである。

少年矯正局はその作用をして最も效果的ならしむため適當なる規則を制度し且つ施行する權限を與へられてゐる。矯正局は處遇訓練の職制を設けて之を運用し、且つ警察、留置、プロベーション、パロール、及び醫療、矯正、教育、隔離其他の諸の便宜施設を利用する權限を授けられてゐる。固より法案は此等の制度施設の支配權を矯正局に與へてゐるのではないが、他方に於て、現在の諸の方法便宜を效果的に統合する機會を供給してゐるのである。

犯人の或る施設への收容と共に、矯正局は犯人の服すべき刑期の長短について決定する權限を保持するのである。收容するといふことは適當なる處遇を施すため、矯正局は一々のケースについてその成否を決定するのである。

法案は現行の所謂不定期刑——法律によつて定められたるミニマム（最短期）及びマキシマム（最長期）を伴ふ——を與ふ

る判事の慣例的な處置について考慮してゐるのである。固より、長期に亙る拘禁は餘りに短期にすぎると同じく更生に害あることは認められてゐるのであつて、それで、この法案は、法律が明記された犯罪に一定の刑罰を科してゐるが故のみのために、少年の夜盗犯には十年を又は自動車竊盜には五年を科するといふやうな必要を排除するやうに考案されてゐるのである。是に於て、眞の不定期刑——監視附の釋放の日取りを矯正局で宣告するものでミニマムもマキシマムも伴つてゐない——を採用して、久しきに耐へる更生の可能性を増大せしめたのである。既にユーター、ワシントン、ミネソタ、デオルデア、カリホルニア其他の州では、パロール・ボード（假釋放局）による眞の不定期刑を採用してゐるのである。かくして我々は已に利用されてゐる眞の不定期の實施の擴張をこの法案は促進してゐることを知るのである。

少年矯正局法案は他の條（第四條三〇項）に於て次の如く規定してゐる。

- 「犯人が矯正局に引渡されたる場合局は次に掲ぐる處置を取ることが出来る。
- (a) 克く本人をして法律を遵奉せしめ得べしと信ずる條件に於て監視に附して彼に自由を許すことが出来る
- (b) 社會の防衛のため最も可なりと信ずる條件の下に本人の拘禁を命ずることが出来る
- (c) 事情の示す所望ましいと認められるだけ幾回も再拘禁又は監視附再釋放を命ずることが出来る

八歳以下であれば、二十一歳に到達する以前に釋放せらるべく及び、引渡の時十八歳又は十八歳以上であつたものは、矯正局が社會の安寧福利のためにより長期の拘束期間を命ずる命令を届出るにあらざれば、引渡の時より三年以内に釋放せらるべきことを明記してゐる。固より、他の規定による二三の例外はあるが、餘りに詳細に亙るから茲處では述べることを避ける。

若し、矯正局が年齢の限度たる二十一歳に於てその拘束より犯人を解放することが社會の安寧福利に有害なりとの意見を持つるならば、拘束の繼續を命ずる命令を發することが出来るのである。この場合、犯人は辯護士の援助を得て裁判所によるこの命令の覆審を請求する特權を有するのである。裁判所は當然矯正局の命令を無効とし又は之を確認するを得るのである。この命令の結果、犯人は不定期間矯正局の拘束の下に置かれ得るのであつて、實に、必要とあれば生涯の殘部の期間拘束せらるゝことになるのである。

アメリカ法律學會の委員會の第二の事業は少年裁判所法で、前述の少年矯正局法を補足し、又は、獨立した法案として採用せらるべく、いづれの用にも供せらるべく立案せられたるものである。かくして、矯正法案は有罪宣告後の處遇手續に關するもので、裁判所法は宣告前の手續に關するものであることが分明るのである。この法案は、公判前の期間即ち拘置中少年犯人の放置さるゝ環境の影響を改善する目的で、彼等のために敏捷迅速の審判を保證し、且つ拘置期間を短縮すべく裁判所の組織

(d) 事情の示す所望ましいと認められるだけ幾回も釋放の命令以外のいかなる命令をも取消し又は變更することが出来る

(e) 釋放が社會の防衛と一致することの承認さるゝ場合犯人に對する矯正局の拘束を解くことが出来る

この規定の效力によつて矯正局は、犯人を一つの施設に收容するか又はパロール或はプロベーションの便法を利用するか、兩者いづれかの處置に出づる權限が與へらるゝのである。この案に含まれてゐる根本的主旨は矯正局の責任の下に性質の異つた種々の處遇方法の能率を増進せしめんとするに存するのである。

この法案に規定せらるゝ犯人の年齢制限について一言したい。第一に、少年審判所はこの法案によつて矯正局へ犯人を引渡すことを要求されてはゐないのである。しかしながら、審判所はその裁量により且つ矯正局の承認を得て審判所の管轄權の下に在つた十六歳又はそれ以上の犯人の引渡をなすを得るのである。この規定によつて矯正局によつて接收せらるゝ犯人の最小限の年齢は十六歳といふことになるのである。法案は更らに犯人が逮捕の時二十一歳より少かつたか又は少なくなかつたかを判事の決定すべきことを規定してゐる。犯人が彼の二十一回の誕生日に到達してゐなかつたならば、且つ、彼が死刑を宣告せられ又は單に罰金を科せられ又は刑の執行猶豫を與へらるゝにあらざれば、彼は矯正局に引渡されなければならぬのである。なほ亦た、法案は矯正局へ割當てられた犯人が引渡の時十

並びに手續を制定するものである。

この裁判所法案は輕微の専門技術上の修正のため、學會の年次大會によつて學會の審議會へ廻付されたので、茲處では詳しく述べない。

此等兩法案のいづれも革命的なものではなく、むしろ進化的で漸進的なもので、訓練更生の賢明なる處置によりて現行制度の能率を増進し且つ由て以て社會の安全を企圖することを冀望する凡ての人々の嚴密なる検討に値するものと思ふのである。

以上を要約すると、此等二つのアクト（法案）は次の六箇條を眼目として規定を設けてゐるのである。

- (一) 迅速なる判決と判決前の期間の短縮
- (二) 隔離分類と衛生の單に名のみなる普通のデュールに代ふるに合宜の拘置の場所を以てし、由て以てかゝるデュールの人心に及ぼす悪化の影響を除く
- (三) 捜査、逮捕等の裁判前の事項に關する進歩したる技術と相須つ法律手續の簡易化
- (四) 裁判官の刑の言渡の權限の大部を排除して眞個の不定期刑を擴張する
- (五) 現存の處遇の便法を一層有効に利用し且つ處遇方法を包含する犯人の個々のケースの處置につき決定を與ふるために統制力ある州の機關を設立する（少年矯正局）
- (六) 熟練したる管理部並びに専門技術部の職員の十分の員數を

保證する

今日茲處でその概略を述べた法案のプランは、既に承認せられたる立派なスタンダードを運用するシステム又は施設のいかなるものをも破壊しようとする試みであるとは、固より豫期されてはゐないのである。それは他の事業を破壊する計畫として考案されたのではない。承認された方法に従つて推賞されてよい任務を遂行しつゝある人々は決して恐るゝには當らないのである。この運動は他人の事に出すおせつかいな一つの機關を設立せんとするものとして期待されてはならない。そうではなく、それは、プロベーションにせよ、施設收容にせよ、はたまたパロールにせよ、いづれにせよ最良のトリートメントを施す目的を以て、冷靜に徹底的に個々の犯人を考慮する一個の手段として理解せらるべきものである。

それは、他の何物をも成就しないとしても、願はしからざる人物をプロベーションやパロールに付するといふ悪い情實を排除し、且つまた、必要とあれば個々の犯人に正當なるタイプの施設を宛て定めることに役立つと思ふのである。例へば、わがニューヨーク州に於て、かゝる法律が制定されてゐたならば、エルマイラのリホームトリートメントに收容されてゐる少年の五〇パーセントは、彼等が處遇の此種のプログラムに適合することゝができないための故に、其處に收容さるゝことはなかつたであらう。

う。或るものはステート・プリズンの一つに又は精神缺陷者又は白痴のための特殊施設に收容さるべきであつたらうと思ふのである。

自分は今日諸君に一個のチャレンヂ（要求）を残したと思ひたいのである。少年犯人を更生せしむるために諸の機關を統整するの必要を承認すべきことを諸君に、いな社會に促したいのである。遅過ぎない内に變更改良を要することの認められてゐる方面に斷乎たる行動を取るべき恰好な一つの機會、論理的で常識で判斷のできる一つの機會が現に眼前に存してゐること、敢て諸君に申出でたいのである。遅過ぎない内にある少年犯人の生涯に於て遅過ぎない内にある。其等の少年に對しては、今日我々は更らに其上の犯罪生活をつゞけさせるやうに薰陶する以外に、別に大したことはしてゐないと言つて可いのである。（了）

Journal of Criminal Law and Criminology, October, 1940.

Correction Law
of the state of New York

北米合衆國 ニュー・ヨーク州矯正法 (七)

第十五章 ダネモラ州立病監

第三百七十五條 ダネモラ州立病監の設立及び

其の目的

クリントン州ダネモラ所在の敷地、設備 (Property) 並に建物はダネモラ州立病監と稱せらるべし。該病院は重罪を以て州立監獄、感化監獄、懲治監獄拘禁に處せられ、同所在監中精神異常者と宣告されたる者の收容に充當さるべし。矯正局は同院の管轄權を有すべし。尙ほ同院は精神衛生局長 (The Head of the Department of mental hygiene) 自身及び同局長の認可せる同局員の訪問並に視察を受くべし (一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第三百七十六條 矯正局長は諸規定を作成すべし

矯正局長は同監の行政並に庶務上の規則 (By-laws and rules and regulations) を作成すべし (一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り

修正)

第三百七十七條 病監 (Superintendent)

矯正局長は空席ある場合何時たりともダネモラ州立病院長を任命すべし。同官は文官任用令の試験を受け充分に醫師的教養を有し且つ醫科大學を卒業し少くも精神病院に於て五年間の臨床的經驗を有するものたるべし。本章の規定に依つて免職されたる院長は後任者の任命される迄院長として執務すべし (一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第三百七十八條 病監長は同院の會計官たるべし

病監長は同所の會計官たるべし。同官は就任以前に於て矯正局長の認可せる保證人 (sureties) の連署を以て檢事正と連名にて會計官吏としての委任事務を忠實に履行すべき旨を人民に對して宣誓すべし。同官は法律に依つて會計検査官若くは州庫の保管に決定せられざる同所所屬の現金、證券 (security

ties)、債券を保管し會計検査官の承認を得て同所近傍に於て選定せる銀行と同官名義に於て取引をなし病監長並に會計官として自己の受領せる全金額を直に同行に預金すべし。尙ほ同官は同所の規則に依り用度係 (the steward) 名義の手に依り支拂ひ目的を明記したる後同所使用の目的に限つて金を同行より引き出すことを得べし。同官は同所の規則と矯正局長の命ずることあるべき事項を遵守して完全正確なる收支計算書を作成し毎年六月三十日に於て決算をなし其後十日以内に同報告書と前年度收支概算書を矯正局に提出すべし。同官の管理する帳簿、請取書類は常に矯正局長並に其の認可せる同局員の検閲に供せらるべく、同官等は何時たりとも其の保管する資金財産に關して病監長の報告を求むることを得 (一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第三百七十九條 監内居住官吏 (residential officers) の俸給

矯正局長は隨時監内居住官吏の年俸を決定し又居住許可を與ふべし。病監長用度係の署名あり且つ同官の證明せる特別手形 (a bill of particulars) を提出せるとき州金庫は會計検査官の證明を以て該目的充當金より該俸給を支拂ふべし (一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

六 毎日規則的に自己の行爲並に同所内の事務及び治療に關する總ての事項を規定されたる形式と範圍に於て所定の帳簿に完全明確に記入せしむべし。

七 毎年六月末日迄に會計並に記録が完全なるや否やを檢閲し爾後四十日以内に報告書提出と共に其の主要なる事實を矯正局長に報告すべし。所内居住官吏は其の就任以前内務省に於て各別に官吏服務規定を履習し宣誓書を提出すべし。主席醫員 (the first assistant physician) は病監長病臥或は不在に際して同官の職務を執り其の責任を負ふべし。用度係は法律に他の規定なき限り自ら同所用品の購入をなすべし。但し病監長の名義に於て之を行ふべく且つ如何なる場合も自身當事者として他人に委任すべからず (一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第三百八十一條 四半期毎に決算すべし

病監長は州會計検査官並に矯正局長の認可せる形式に依り四半期に同所収入の不足補填額として要求されたる同所維持費の決算をなさしむべし。該決算等は本法第一百七條の規定に依つて矯正局長の査定を受くべく、局長は該決算を正確にし掲記されたる品目は同所維持のために必要なりと認めたるときはその旨同所に證明を與へ其の手續を終へて會計検査官

第三百八十條 病監長並に醫員 (assistants) の權利と義務

病監長は同所の長官たるべし而して次の如き權利と義務を有す。

- 一 建物、敷地、家具、備品等の一般的管轄權を有し、矯正局長の定むる諸規定に従つて全職員の職務を指定し同員等を指導監督す。
- 二 一人の用度係 (a steward) と若干數の醫員を任命す。同員等の數は議會これを規定し且つ州庫充當金の範圍内たるべし。病監長並に其他の所員は設備完了次第直ちに同所敷地に居住し病監居住官吏と呼ばれるべし。
- 三 議會の決定に依り州庫充當金の範圍内に於て同所事務の經濟的且つ能率的管理を行ふため囑託 (attendants) 及び雇員を任命し、その職責部署を指定し且つ矯正局長の認可を得て充當金額の範圍内に於てその俸給を決定すべし。尙ほ自己の裁量に於て同人等を解職すべし。但し解職の場合は直に同所の帳簿に見出しを附して解職者の姓名と理由を記入すべし。
- 四 同所内の各課に於て風紀を保ち勤務と經濟の能率を上げる爲最も有益なりと見做さるゝ命令訓示を隨時行ふべし。
- 五 職員の有益なる訓練を持續し、其の命令、訓示に對する服従を勵行し且つ一般に同所の規則を遵守せしむべし。

に保護すべし。會計検査官は州金庫に對して該金額の支拂命令書を書くべし。而して租稅・財務局 (the department of taxation and finance) は同所の維持費として充當されたる州庫金より該金額を病監長に支拂ふべし。本條の規定は標準・購買局長 (superintendent of standards and purchase) の權利、義務並に物品、裝備の需要 (requisitions for material, equipment and supplies) に關する州財務法の規定を適用するべし (一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第三百八十二條 解職の權利

矯正局長は其の理由を明示し該理由を當該病監長に聴取する機會を與へたる後該病監長を解職し得べし。同官は再び病監長或は同所の其他の職務に任命さるゝことを得ず (一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第三百八十三條 州立監獄、感化監獄、懲治監獄拘禁受刑者のダネモラ州立病監への移送

州立監獄、感化監獄或は懲治監獄の醫師が重罪を以て同所に拘禁され或は拘禁を言渡されたる男子受刑者が精神に異常ある旨典獄に證明したるときは、典獄は同人をダネモラ州立病監に移送し病監長に引渡さすべし。病監長は該受刑者を受理

し法律に依つて釋放さるるまで同人を病監に收容すべし。典獄は精神異狀受刑者の移送前に本人の身體が清潔なるや否やを檢査し釋放の際本人に給付せらるべきものと同種の新しい衣服を着用せるやを檢すべし。移送に際しては有罪決定書原本並に醫師の精神異常證明書を病監長に交附すべし。同官は矯正局に報告書を提出すべし（一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第三百八十四條 刑期滿了後に於ける精神異狀受刑者の收容繼續

ダネモラ州立病監收容受刑者の刑期が滿了し尙ほ病監長が該受刑者の精神異狀繼續せりとの意見を有するとき病監長は登錄裁判所 (a court of record) 判事に同人の鑑定を申請すべし。鑑定人は病院關係の醫師たらずして精神衛生法 (The mental hygiene law) 所定の資格を有する二人の適法資格鑑定人たるべし。申請を受けたる判事は該鑑定人を選任すべし。直接鑑定を行ひたる後該受刑者の精神異狀を認めたるときは精神衛生法の第五章に規定されたる形式に依り鑑定人は州立病監收容の證明書を作成すべし。病監長はダネモラ州立病監に該受刑者の收容命令を登記裁判所判事に申請すべし。その際精神異狀證明書を添付するものとす。判事該受刑者の

を得（一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第三百八十六條 受刑者全瘡せば監獄に還送さるべし

病監長は精神異常者として同所に收容され刑期滿了前に全瘡したる受刑者を、病監長文書を以て移送監獄或は矯正局長の移送を命じたる監獄典獄に對して同人の全瘡を證明したる後直ちに該移送監獄或は州立監獄より移送されたるときは矯正局長の指定する州立監獄に同人を還送すべし。該典獄は同人を收容し總ての處遇を原判決の如くなすべし（一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第三百八十七條 判決決定書の病監長引渡しと謄本の提出

ダネモラ州立病監に受刑者を移送するとき同人を移送すべき監獄、懲治監獄或は感化監獄の典獄は同人の判決決定書を謄寫して同官等に提出せしめ、判決決定書原本を病監長に引渡すべし。前條の規定に依り受刑者が同所より矯正施設へ還送さるるとき院長は該原本を同施設典獄に引渡すべし。該原本は同所文書課 (The clerk's office) に保管さるべし（一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第三百八十八條 收容者との通信

精神異狀繼續を認めたるときは收容の命令を發すべし。而らば病監長は法定釋放日迄同人をダネモラ州立病監に收容すべし。病監長は精神異狀證明書並に收容命令書を保管し謄本を精神衛生局に提出すべし。鑑定人の手数料を含む精神異狀決定に要する費用はダネモラ州立病監經常費充當金の負擔にして其他の支出と同様の方法を以て支拂はるべし（一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第三百八十五條 刑期滿了後に於ける精神異狀受刑者の釋放

ダネモラ州立病監長は刑期滿了し尙ほ精神異狀者なるも病監長の意見に依つて釋放するも安全と認められたる病者を釋放し公共の負擔に依らずして同人を懇切に扶持する能力と意思を有する同人の親族、知己に引渡すことを得。尙ほ病監長は同人に恢復受刑者に與へらるべき給與金の全部或は其の一部を與ふことを得。病監長は精神異狀者なるを以て刑期滿了を超えて同に收容されたる受刑者を病氣全癒次第釋放することを得。同人は現金十弗、適當なる衣服、有罪を言渡されたる郡或は矯正局長の指定する遠隔ならざる其他の地點の鐵道切符を給付せらるべし。ダネモラ州立病監收容受刑者にして減刑其の他の方法に依つて刑期滿了し未だ恢復せざる者は精神衛生局長の命令に依り他の精神病施設に移送さるること

法律或は矯正局長の許可證に依らざれば何人もダネモラ州立病監を訪問し、病監長の許可なくして收容者と交通し、或は同前の許可なくして同所に書信文書を持ち込み或は之を持去るべからず、又收容者に之を交附すべからず。尙ほ收容者文書を認めたるときは、病監長或は病監長の適當と認めたる職員の檢閱を経ずして同文書をダネモラ州立病院外に持出すべからず。但し有罪を言渡したる郡の郡判事或は檢事 (clerk attorney) 宛に認められたる收容者の通信は病監の檢閱を経て名宛人に送付さるべし（一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第三百八十九條乃至第三百九十九條 欠

第十六章 マツタイワン (Matawan)

州立病監

第四百條 マツタイワン州立病監の建設と其の目的

ダッチェス郡 (Person) 所在の敷地、建物、設備 (Property) は精神異狀の有罪者病監として使用せられマツタイワン州立病監と稱せらるべし。同病監は民法上の手續に依らずして刑事裁判所の命令に依り精神異常者を收容し或は精神衛生局長の同所移送を命じたる者、本州内の各種行刑施設に於て一年以下の刑期或は輕罪を以て受刑中精神異狀の言

渡しを受けたる者或は受刑中精神異常を呈したる總べての女子受刑者を收容す。第八編第五章第六百五十九條或は刑事訴訟法、第四編第二章第八百三十六條の規定に依つてマッテイワン州立病監に收容したるとき同所は同人の精神鑑定手續書の謄本を保管すべし。矯正局は同所の管轄權を有すべし。されど同監は精神衛生局長或は其の認可せる同局員の訪問並に視察を受くべし（一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第四百一條 矯正局長は諸規定を作成すべし

矯正局長は同所の行政並に職務管理の爲諸規定を作成すべし（一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第四百二條 病監長 (Superintendent)

矯正局長は空席の場合常にマッテイワン州立病監長を任命すべし。同官は文官任用令の試験を通過し少くとも病院に於て五ヶ年間の精神異常者處遇の經驗を経たる教養ある醫師たるべし。本章の規定に依つて解任されたる病監長は後繼者の任命さるゝまで其の職に止るべし（一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第四百三條 病監長は同所の會計官たるべし

支拂はるべし。病監長は其の際用度係署名し自己の證明せる特別手形 (a bill of particulars) を差出すべし（一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第四百五條 病監長並に醫師 (assistants) の權利と義務

病監長は同所を管理し次の如き權利と義務を有すべし。

- 一 建物、敷地の一般的監督をなし、備品貯藏物を保管し矯正局長の規定に従ひ、全員を指導、監督して其の部署を決定する權力を有す。
- 二 議會の決定を経て當該充當金の範圍内にて一名の用度係と醫員 (assistant physicians) を任命す。醫員全部並に病監長は所内に居住して所内居住官吏と呼ぶるべし。
- 三 議會之を決定し當該充當金の範圍内に於て病監事務を経済的且つ能率的に管理する目的を以て雇員を任命し若干の職責を決定し矯正局長の認可を得て當該充當金額の範圍内に於て其の俸給を決定し、自己の裁量に於て同人等を解職す。解職の場合には直ちに帳簿に見出しを附して其の姓名と理由を記入す。
- 四 隨時病監の風紀、勤勉、經濟を確保する爲に最良と認めたる命令、訓示をなす。
- 五 全職員に有益なる訓練をなし自己の訓示命令に嚴格なる

病監長は同所の會計官たるべし而して其の執務以前に於て檢事正 (attorney-general) と連名にて矯正局長の認可せる保證人と連署して會計官として忠實に職責を盡すべき旨人民に宣誓すべし。病監長は同所の所有にして法律に依つて會計検査官或は州金庫に託されざる現金、證券、債券を保管すべし。尙ほ病監長は會計検査官の承認を得て同所の近傍に於て選定せる銀行と取引し、病監長並に會計官として受領せる金額は總て之を直ちに同行に預金し且つ用度係 (steward) の手を経て規定に従ひ各費目を明記し同所の使用に限つて預金の拂戻を受くべし。病監長は規定に従ひ且つ矯正局長の決定する其他の事項に關し完全正確なる收支計算をなすべし且つ毎年六月三十日に決算をなし四十日以内に於て前年度の決算報告並に收支概算書を矯正局長に提出すべし。矯正局長は何時たりとも帳簿、請取書類を檢閲し且つ病監長に對して計算、保管中の資金財産に關して説明を求め得べし（一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第四百四條 所内居住官吏 (resident officers) の俸給

病監長は隨時所内居住官吏の年俸並に手當を決定すべし。同金額は州財務法第二條に依り會計検査官の認可と證明を得て毎月一日と十六日の二回州金庫の當該充當金より病監長に服従をなさしめ病院の規定は總べて遵奉せしむ。

六 規定の方法と範圍内に於て所定の帳簿に毎日自己の職務を完全明瞭に誌さしめ且つ一般庶務、治療の規則的記帳をなさしむ。

七 毎年六月末日迄に完全なる計算並に記録の行はれたるかを檢閲し四十日以内に於て該報告と共に主要なる出來事を矯正局長に報告す。所内居住官吏は各個に官吏服務規則 (the constitutional oath of office) を履習し内務省 (the department of state) に其の宣誓をなす。主席醫員は病監長病臥或は不在に際し同官の職務を執り其の責任を負ふべし。用度係は同所用品の購入をなすべし。但し病監長の名義に於て之を行ふべく且つ如何なる場合も自身當時者にして他人に委任すべからず（一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第四百六條 四半期毎に決算すべし

病監長は州會計検査官並に矯正局長の認可せる形式に依り四半期毎に同所收入の不足補填額として要求されたる同所維持費の決算をなさしむべし。該決算は本章第十七條の規定に依つて矯正局長の査定を受くべく、局長は該決算を正確にして掲記されたる品目は同所維持のため必要なりと認めたるときはその旨同所に證明を與へその手續を終へて會計検査官に

保證をなすべし。會計検査官は州金庫に對して該金額の支拂命令書を書くべし。而して租稅、財務局 (the department of taxation and finance) は同所の維持費として充當せられたる州金庫金より同金額を病監長に支拂ふべし。本條の規定は標準・購買局長 (superintendent of standard and purchase) の權利、義務並に物品、裝備の需要 (requisitions for material, equipment and supplies) に關する州財務法の規定を適用するべし (一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第四百七條 解職の權利

矯正局長は其の理由を明示し該理由を病監長に聽取する機會を與へたる後同官を解職し得べし。同官は再び病監長或は同所の其他の職務に任命されることを得ず (一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第四百八條 マツティーン州立病監への精神異狀受刑者の移送

州立女子監獄、懲治監獄、勞務監獄 (workhouse)、女子感化監獄、州立感化監獄或は其他の矯正施設の醫師が一年以下の刑期或は輕罪を以て同所に拘禁せられたる者或は同所に拘禁せられたる女子受刑者に就き典獄其他の官吏に對して同人を精

市町村の負擔たるべし (一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第四百九條 刑期滿了後に於ける精神異狀受刑者の處置

マツティーン州立病監收容受刑者にして刑期滿了時に於ても尙ほ精神異狀の状態を持續する者は病狀恢復或は法律的釋放の日まで同病監に收容さるゝことを得。病監長は刑期滿了し尙ほ精神異常者にして釋放するも安全なりと認める者を釋放して將來公共的負擔を煩さずして同人を懇切に扶助する能力と意思を有する親族或は知人に同人を引渡すことを得。尙ほ同人は病監長の裁量に於て恢復後に與へらるべき給與金の一部或は全部を與へらるべし。精神異常者なるを以て刑期滿了後も同所に收容されたる受刑者全癒したるときは病監長此者を釋放すべし。同人は現金十弗、適當なる衣服、有罪言渡の郡或は近傍に於て矯正局長の指定する其他の土地迄の鐵道切符を給付さるべし。マツティーン州立病監收容受刑者にして減刑或は其他の方法に依つて刑期を滿了したるも未だ恢復せざる者は精神衛生局長の命令に依り精神異常者施設に移送せらるゝことを得 (一九二七年法律第二四六號に依り附加、一九二九年四月三日法律第二四三號に依り修正)。

第四百十條 受刑者全癒せば監獄に還送さるべし

病監長は精神異狀者として同所に收容され刑期滿了前に全癒

神異狀者なる旨文書を以て報告したるとき、典獄其他の責任官吏は二人の有資格鑑定人 (qualified examiner) をして同人の鑑定を行はしむる旨登記裁判所に申請すべし。右鑑定人は前記州立監獄、懲治監獄、感化監獄其他の矯正施設關係の醫師たるべからず。申請を受けたる判事は右鑑定人を任命すべし。本章の範圍内に於ける有資格鑑定人は醫師にして所定の資格を有し精神衛生法第十九條の規定に該當する者たるべし。直接鑑定を行ひたる後當該受刑者の精神異狀を認めたるときは精神衛生法第七十一條の規定に依り鑑定人は同人の州立病監收容證明書を作成すべし。而して典獄其他の責任官吏は登記裁判所に對して精神異狀證明書を添付して同人のマツティーン州立病監移送を申請すべし。判事當該受刑者の精神異狀を認めたるときは右移送命令を發す。是に於て典獄或は其他の責任官吏は同人をマツティーン州立病監に移送せしめ病監長に引渡す。同時に精神異狀證明書並に移送命令書と同病監長に交附すべし。右精神異狀受刑者は法律に依つて釋放さるゝまで同所に收容せらるゝべし。典獄或は其他の責任官吏は右移送に先立つて同人の身體清潔なりや且つ釋放時と同様の衣服を給せられたるやを檢閲すべし。精神異狀に要決定したる費用は醫學的鑑定人の手数料を含みて本州又は移送監獄或は移送を求められたる監獄の經費を支拂する

したる受刑者を、同官文書を以て同人を移送したる施設或は矯正局長が同人の移送を命じたる施設の典獄或は其他の責任官吏に對して其の旨證明したる後直に同人を移送したる施設、或は州立監獄より移送されたるときは矯正局長の指定する施設に同人を還送すべし。而して典獄又は其他の責任官吏は同人を當該施設に收容し總ての處遇を原判決の如くなすべし。裁判所或は判事の命令に依つて收容さるゝ受刑者にあらざる刑事被告人は裁判所或は判事に對する病監長の全癒證明書に依り裁判所又は判事の認可を経て同所より釋放さるゝことを得。

刑期を滿了したる或は滿了せざる受刑者にして病監長が精神的缺陷あるも精神異狀者の症狀を呈せずと認めたる者も病監長の申請に基き精神衛生法に定められたる二人の有資格精神鑑定人或は一人の有資格精神鑑定人並に一人の有資格心理學者の精神的缺陷の證明を以て精神衛生局長は同人を同所に移送すべし。矯正局長は病監長の意見に依つて精神的に缺陷あるも精神異狀者の症狀を呈せずと認められたる裁判所或は判事の命令に依つて收容されたる刑事被告人を州立ナパノック精神耗弱有罪者施設 (the state institution for defective delinquents of Napano-h) に移送することを得。該處置は病監長の申請に基き二人の有資格精神鑑定人或は一人の有資格精

神鑑定人と一人の有資格心理學者の鑑定を俟つて行けるものとす。斯の如き移送處置を採りたる時病監長は文書を以て同人の移送されたる郡の地方檢察並に同人の移送を命じたる裁判所の書記に報告をなす。書記は其の旨適當に記録すべし。矯正局長が精神耗弱なるを以て州立施設に拘禁するを不適當と認めたる時は一旦還送されたる收容者も同病監に再歸せしめらるべし。同處置の理由は矯正局長の同人再歸命令書に説述さるべし（一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第四百十一條 判決決定書の病監長引渡しと謄本の提出

マツテイワン州立病監に受刑者を移送するときは同人を移送すべき監獄、懲治監獄、感化監獄或は其他の矯正施設の典獄或は其他の責任官吏は同人の判決決定書原本の正確なる謄寫をなさしめ同官等に提出せしめ判決決定書原本を病監長に引渡すべし。前條の規定に依り受刑者が同病監より矯正施設に還送さるるとき病監長に該原本を同施設典獄又は其他の責任官吏に引渡すべし。該原本は同所文書課に保管さるべし（一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第四百十二條 其他の州立病監よりマツテイワン州立病院への移送

精神衛生局長は文書命令を以て民事訴訟法に非ずして刑事裁判所或は判事 (a Judge or Justice) の命令に依り其他の州立病監に收容されたる精神異常者或は嘗て或る期間矯正施設に收容されたる犯罪傾向の明かなる精神異常者或は嘗てマツテイワン州立病監に收容されたる精神異常者をマツテイワン州立病監に收容することを得。マツテイワン州立病監全收容者の費用は本州の負擔たるべし（一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第四百十三條 收容者との通信

法律或は矯正局長の許可證に依らざれば何人もマツテイワン州立病監を訪問し、病監長の許可なくして收容者と文通し或は同前の許可なくして同所に書信、交通を持込み或は之を持去るべからず、又收容者に之を手交すべからず。尙ほ收容者文書を認めたる時は病監長或は病監長の適當と認めたる職員の檢閲を経ずして之をマツテイワン州立病監外に持出すべからず。但し有罪を言渡したる郡判事或は檢察宛の通信は病監長の檢閲を経て名宛人に送付さるべし（一九二七年法律第四二六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第四百十四條乃至第四百二十九條 欠



構外作業座談會 (三)

保健衛生上考慮すべき點

吉田所長 では次に移ります。保健衛生上考慮すべき點、是は一つ府中の醫務課長から御話を願ひます。
三井醫務課長 構外作業に付て保健上考慮すべき點は多々あると考へます。で私共の衛生上の見地からしますと、構外作業に受刑者を出すと云ふことは、反面受刑者を野放しにして、動もすると監督者の目を盗んで、非常にいか物食ひが多いから、蛙を食つたり、蛇を食つたり、或は附近にある未熟の野菜を喰べる、従つて下痢患者と云ふものが當然豫想される譯であります。又さう云ふ所から自然傳染病に罹りはしないかと云ふやうな懸念もあります。之をどう防いだら宜いかと云ふことも考へなければならん譯でありますが、構外作業、私の方では〇〇と〇〇二ヶ所やりましたが、開始と同時に其處の水質を檢查して、飲料水に適するかどうか確かめまして、同時に薬で水を消毒する、其他チブス、赤痢に對しては注射等に依つて其の豫防對策を講じましたし、それから出来るだけ大根を買つて貰つて、それを下しにして喰べさせます。大根下しの中にあるウイダミンCが非常に腸の粘膜炎を丈夫にするに云ふ所から努めて之を喰べさせて貰ふやうにしま

した。さうして下痢患者で少しでも怪しいと云ふ者が出ました時には私の方でも檢便をやつて居りました。まあさう云ふ病人は直ぐ本所の方に連れて參りまして、病舎の獨居房に隔離すると同時に其の便は細菌學的に檢査して、幸にして一人もチブス、赤痢の患者がなかつた譯でありまして、是は我々の非常に運が好かつたと考へて居るやうな次第でございます。次に構外作業に受刑者を出すに付ては體格檢査を嚴重にやるのであります。まあ時には十人向ふへ送ると云ふ中から三人はねると云ふ位にして、是ならばと、私共も確信しますし、本人達も非常に勇んで是非行つて來ますと云ふ者を選び出す譯であります。處がさうした者が、動もすると先程も双木所長から御話がありました通り、今迄社會に於ても土工をやつた經驗がなく、刑務所の中でも或は印刷をやつたとか洋裁をやつたと云ふ譯で、スコップを一遍も手にしないと云ふやうな者がありますから、自分が豫期したよりも勞力があつる、殊に先程駒割の御話がありました、駒割になると、動もすると體力の弱い者は壓倒されて、仕事が出来ない、或は中には化病を使ふ、甚だしいのになると氣狂の眞似をやつて、本當の氣狂になつたかと思はれるやうにして、怠けて歸

つて来て、向ふで調べると偽氣狂であつたと云ふやうな場合もあつたのであります。それで私の方では〇〇の方は昨年の四月初旬から始まりまして、それで毎週一回の割で保健技師が交替出張診療に従事したのであります。私共は其の日には一ヶ所に成べく病人を寄せて貰はんと、何しろ現場が廣いのですから、私共行つてから集めるのでは日が暮れてしまふかも知れませんが、集めて貰つて、其の内特に休養の必要のある者を本所に連れて歸りまして、治療してやるのであります。大體どう云ふ患者が餘計あつたかと云ふと、一番多いのは外傷患者であります。打撲、捻座、之が七十一名、次に踏み抜き、或は豆を潰して知らず識らずの間に黴菌が入つたと云ふ者が三十六名、神経痛の患者が三十五名、是は非常に多いやうであります。中には仕事か嫌になつて腰が痛いとか何とか言つて、どうしても倉房に残つて動かない、それでは仕方がないから連れて行つて呉れと云ふやうな者も中にはあるやうな譯でありまして、之が自然ふえて、理由もさう云ふ所に根ざして居る譯であります。それから腸の疾患の者が三十名、是は中には其の土地に慣れないと云ふ者もありませうが、先程申しましたか物食ひと云ふものもあるのぢやないかと思ひます。次は胃の疾患でありますが、是は案外餘計喰べる割に運動も相富やつて居るせいか、胃痙攣と云ふものも色々引括めて二十三名であります。それから彼處は春から始めまして、大體裸體が多かつたやうですが、中には眞つ黒に陽に焼

けて、其のあとかひぶくれになるのもあつたが、皮膚の抵抗力が非常に強くなつて來ましたので、感冒に對してはどうかと考へて居りましたが、多になりましたも風邪を引くやうなものは比較的少ないやうでありましたが、それが一朝無理をして風邪を引くと、それが爲に急性肺炎を起し、或は肋膜炎のやうな疾患、或は肺侵潤と云ふやうな病氣に罹つて、人に依つては風邪が元で、案外病氣が急速に進むと云ふ譯でありましたが、呼吸器の疾患の者が二十五名ありまして、それから膀胱カタル 或は辜丸炎、是は花柳病の既往症の者があつて、矢張り汗をかき、無理をしたと云ふのでさう云ふ疾患に罹つた者が二十名あります。それから目の疾患、就中結膜炎が多く、是は七名ありました。それは非常に〇〇は廣くて、埃が入つたと云ふのです。齒槽膿漏と云ふのが七名ございました。それから耳の疾患が四名、其の外日射病、腦溢血、脚氣と云ふのが各一名と云ふやうな状況であります。それで保健衛生上考慮すべき點は多々あると思ひますが、私の考としては、兎に角現場に近い所に囑託醫を置くこと云ふことは、反面受刑者を安心させて仕事をさす、兎に角受刑者が現場へ出て、〇〇邊りでも初めは保健技師が何人行つて呉れるか、非常な期待を有つて居つたが、何時迄経つても固定的に來ないと云ふのでお仕舞には諦めた譯ですが、幸に彼處はお隣にお醫者様があつて、其の方に囑託になつて戴いて面倒を見て戴き、又私共の方からも毎週行く、或は其の間に於て必要があ

れば臨時に參ると云ふやうなことをやつて居りました。それからどうしても構外作業に付ては自然外科、其の外の病人が殖えるのでありまして、成べく澤山の衛生材料を用意せねばならない。それから動もすると夜半病人が出て來て、昨年の暮邊りも〇〇迄夜往診すると云ふやうなこともありまして、それは構外作業をどん／＼やるのだとすると、是は醫者専用の往診車も要るのぢやないかと思ひます。病人を動かし得ない時には、擔架を持つて行つて、それで護送車で以て靜かに連れて來ると云ふやうなことをやつて居りましたが、將來は患者の運搬自動車と云ふものも考へねばならんかと思ひます。職員の中にも構外作業に出て、動もすると病氣を起して來ると云ふやうな人も若干あるのぢやないかと思ひましてさう云ふことも將來十分對策を考究せねばならない問題ぢやないかと考へる次第であります。

吉田所長 醫者の立場から裸體は宜いのですか。

三井警務課長 私は裸體養成の方であります。

双木所長 一體著物を著せて仕事をさせるのが原則ですが實際を申しますと被服が非常にいたみまして、構外作業に使ふ被服を補給することにすると實に容易でない。又仕事をする者は裸體での方がやり易く、裸體になるかと云つても裸體になつてしまふ、で結果は悪くないやうに思ひます。中には初めて出て來る者はひぶくれになるが、成べくさうならない

やうに、最初は被服を著せて、段々慣れてから裸體になつても差支ない、併し股引だけは如何なる場合があつても脱いではいけない、どうもお尻を出して土工をするのでは餘り恰好が宜くありませんから、股引は取つてはいかん、是は勵行して居ります。寧ろ裸體は衛生の方からも悪いことはないやうに思つて居ります。色々御話もありましたが、構外作業に於ける衛生状態としますと、一般よりは宜しいのであります。と云ふのは無論健康診斷を嚴重にして連れて行く關係もありますが、大體に於て病人は餘り出ないので、少し體の虚弱のものも連れて行つて労働の強いのに當てるから、肋膜炎を起すと云ふのは相當に出るらしいのですが、是は呼吸器の疾患をやつた者等は構外作業には不適當で、寧ろ出すことに刑罰以上の苦痛を感じしめるのぢやないかと思ひます。さう云つた體の故障のない者は少し位體に故障があつても、何とか訓練して直すことが出来るが、以前肺病を患つたとか何とか云ふ者は斯う云ふ作業には加入させない方が宜いと思ひます。一番心配しますのは、怪我人が非常に多く出ないかと云ふことです。さう思つた程大きい怪我はない。捻座したとか、ト口で指を挟まれたと云ふ程度で、片足切つてしまふと云ふ大怪我は餘りありません。〇〇では即死しました者が二名居りましたが、是は少し足りない人間で、一人はつんぼの受刑者であります。つんぼの受刑者はもつこなんか擔いで行くの

は宜いと思ひますが、實際を見て居ると、あとからトロが行つても聞えないで、危くて仕様がない。體が如何に丈夫でもさう云ふやうな、トロのやうなものには不適當と思ひます。で私共〇〇へ行く時は繻帶等も洋山用意して行かねばならんと思ひまして、衛生材料と澤山買つて、是だけあれば大丈夫だらうと素人考へて居つたのですが、結局繻帶等も二割位しか使はなかつた譯で、で〇〇は御承知の通り監獄部屋と云ふので、あちらの方では公式には労働者寄宿舎と云つて居りますが、普通同ふの通り言葉では、タコ部屋と云ふのですが、之が非常に非衛生的のものでありまして、相當に病人が出るし死亡者が多い、私は構外作業に關係しましてから〇〇の今のタコ部屋、之の方々廻つて見たのであります、何處へ行つても病人、脚氣の患者と肋膜炎の患者と云ふものが四、五人は常に寢て居るのであります。而も祿な手當もして居ないので、見て、刑務所もあんな風になつては困ると考へて居つたが、〇〇に居ります間にさう云つた病人は五、六人出ましたが、何しろ千人の内から五、六人ですから、是は大して多かつたと云ふことにはならなかつたと思ひます。大體に於て非常に宜しいやうに考へて居ります。唯彼處に於て心配するのは怪我とか病人が突發するとお醫者さんが居らないことが心細いのです。我々が現に大きな怪我をして連れて來られて、さ

あお醫者さんが居ないからどうしたら宜いだらう、囑託のお醫者さんと呼んで來いと云つても一時間、二時間掛るので、さう云ふ場合、常にお醫者さんが居ると直ぐ手當として貰つて安心か出來、又收容者も安心の氣分が出來て、十分働いて行けると思ひます。

吉田所長 宇都宮では一週間に何回か廻つて行くと云ふ方法は取つて居られないのですか。

武子所長 取つて居るのですが、廻るだけではちよつと意味がないのです。それで私の方で參考迄に伺ひたいのですか、近所のお醫者を囑託する場合に於てどの程度の囑託料をやつて居りますか、私の方は現在三十圓の手當を出す認可を受けて居りますが、まだ人員も十分來て居りません關係上、二十五圓やつて居ります。二十五圓と云ふのは餘りひど過ぎると云ふ感じが致しますが……

三井醫務課長 此處で醫者の方の立場から言ふと、外傷の方ば一定の期間で必ず治る、處がどうも體力が、一見非常に丈夫に見える者でも慣れない仕事をした爲に非常に疲労を感じ、其處へ以て無理をして風邪に掛ると云ふと色々な餘病を起して來る、此の方が却て私共には手間が掛るのです。長い間熱が続いて、中には肋膜炎を起す者があるが、十分私等の方でも體格検査をして、是ならば大丈夫と云ふのを出して

も、構外作業に於ては動もするとさう云ふ病氣になると云ふことは御承知願ひたい。

柴内看守部長 私は東京拘置所から〇〇の構外作業場に參つて、保健助手として保健の仕事に従事して居りましたが、それで完全な設備もなく、唯薬箱があるだけでして、何が何たか分らん、雲を掴むやうなもので、それから舍房に入りまして、病人がないかと廻つたのですが、さうなると私も診て呉れ、診て呉れと云つて數が多くて、一房に十七、八人位入つて居りますから、當時總員八百名餘りも收容者があつて、私一人で、明日の出勤に差支があるやうでは、保健助手の任務を全うしないことになると思ひましたが、積極的にやつて見よう、で各房を廻りました。病人はないか、明日仕事に差支ないか、斯う云ふやうに尋ねて行きました。實際出役に差支へると云ふ者を診ると云ふことでやりましたが、何分にも大勢で、殆んど晩飯も食ふことが出來ないやうな状態でありますから、是ではいかんと思つて、各中隊から、班長の判斷で、本當に悪い病人は連れて來る、斯う云ふことに極めました、さうして今度は舍房へ廻はる。舍房へ廻れば俺も俺もと出て來る、之れではいかんと思つて、廊下で診察をしたが、上司の人から差し止められましたので、それで今度は現場廻りをしたのです。で保健助手として五十萬坪の現場を廻るの

は逆も堪まらんと云ふので、今度はではいかんと思つて、それで治療所を設けて、さうして現場から引上げて來て、湯に入り、それから治療することになつて、それが大變効果が宜かつたやうに思ひます。だから薬の節約と時間の節約の點から考へまして、さう云ふやうにやつて、現場の方で大きな怪我をしたら治療所に連れて參ると云ふ方法でやつて參りました。それで私が番をして居りまして、非常に心配したが大したこともありませんでした。唯發病防止と云ふのが私の希望で、雨天なんか作業に出て、すぶ濡れになつて歸つて來ることが間々ありました。其の時風邪を引かしてはいかんと思つたが引く者もあつた。處が風邪の特効薬のアスピリンがなかなか貰へないので、非常に苦心して、まア梅干湯を飲まして、アスピリンは一回も使はないこともありました。さう云ふやうに發病の防止と云ふことを考へて、私は彼處で病人が出て、お醫者でないから、養生せいと云つて歸す方法も採りました。中には化病を使ふ者がありまして、之には私も惱まされしました。神経痛と云ふのも兎に角倒れる迄やつたら宜い、いけなかつたら歸してやる。で時には診察日の一週一回先生が見えますから、それで二、三日休養して、それから出るそれで先生の來るのを待つて診察をして、注射するのは注射して、さう云ふ方法を採りました。それから其の他内科患者

でも休養させて治ると云ふ見込の附いた者は休養させて、さうして治して出す、それ以上經つて不良の者と認められた場合にはどしどし歸して、餘り私が歸すから、さう頭數がへつては困ると云ふ御小言を食ひましたが、併し病人で稼げない者は休まして置かなければならんと云ふので歸しました。まアさう云ふやうな状態で私は扱つて居りました。作業場での病氣の比率に付てはお話がありましたから申しません。唯〇〇の作業場は埃が偉いもので、風が吹いたら一寸先が見えないと云ふことで、眼病患者が澤山出て、之には私も惱まされませんでした。其の次に藥品の配給の不足に困りました。アスピリン二百個請求すると、僅か十個しかない。處が患者はどん／＼出て来る。脱脂綿でもガーゼでも配給が少ないが、斯う云ふことは時節柄何ですから是は我慢して、使用者にも我慢しろと云ふやうなことで納得させまして、別に不平も何もありませんでした。それから發病の原因は、現場で蛇や赤蛙、そんなものを取るから、晩になると大腸カタルを必ず起しますが、是も整腸劑の配給がないので、げんのしようにこを取つて置きまして、これで整腸劑の配給の不足を補ひました。まア今迄やつた仕事の模様をこれだけ申し上げます。

教化上考慮すべき點

吉田所長 それでは時間も大分經過致しましたので、次に教

を強制すると云ふ譯にも行きますまいし、或は打算的に賃金を餘計貰ふと云ふ風な點に走ると云ふこともどうであらうかと思ふのであります。其の點教化方針を先に立て、然る後に構外作業以下を考へて貰ひたかつたのであります。併し私にはさう申しますけれども、事實は先に教化方針が立てられた後にさう云ふやうなことが運ばれたかどうかと云ふことも分りません。そこで先づ最初構外作業と云ふことが言はれられた時考へましたことは、第一に其の作業場に教化の裝備をして貰ふと云ふことを考へたのであります。それに付ては國旗の掲揚所を作つて貰ひたい。それは單に合はせのものは作つて貰ひたくない。莊嚴にして、掲揚する場合、或は降します場合、共に敬意を拂ふに足る、又尊敬する氣持を起すに足るやうな裝備をして貰ひたいのであります。次には矢張り刑務所に於きましては休養日に於ては佛前に於て儀式を致しまして、それから御話をすると云つたことになつて居る關係上、佛壇の設置をして貰ひたいと思ふのであります。是は十二分のことは出来んだらうと思ひますが、尊敬の念を失はない範圍に於て、其の場所に順應しただけの設備がして貰ひたい。次はラヂオ、蓄音器の設置がして貰ひたい。ラヂオは刑務所内に於きますと相當制限がある譯ですけれども、二ヶ月

教化上考慮すべき點に移りますが、是はどうでせう。豊多摩の加藤教務課長、内容を認められたものをお渡してありますが、必しも之に依らなくとも宜いのですが、何か一つ御話を願ひます。

加藤教務課長 御承知の通り構外作業でありまして教誨師が年中附いて居らないのでありますから、十二分に教化の手を伸べて行かれないやうな點もありますが、まア今迄御話爲さりました所を聴いて居りますと、大體體験を語られると云ふことが多かつたやうに思ふのであります。私は豊多摩の構外作業場に於ける教化の體験と、今度の構外作業場に於ける施設と兩方併せまして、體験と現在やつて居りますこととを合して御話申上げたいと思ふのであります。第一に構外作業の教化方針としましては、大體から申しますと教化方針を先に立て、戴いて、それに順應するやうに設備をやつて貰ひ、初めて其處に構外作業と云ふものをやるやうにして貰へば宜いと思ひますが、構外作業が實施せられて、それから教化方針を考へねばならんと云ふやうな風になつたのぢやないかと云ふやうに思ふのであります。是は時の流で已むを得なかつたことだらうと思ひますが、假りに致しましても大日本帝國の行刑であります。行刑は教化であります。従つて強ち勞働

に一週と云ふ方針を取つて居つたのであります。次に蓄音器の使用であります。是も大體に於て累進處遇令に依つて決つて居るが、構外作業に於きましては此の累進處遇令と云ふ話を先程出たのですが、如何にも累進處遇令に依る處遇の緩和と云ふことが構外作業では殆んど實施がむづかしいと思ひます。さう云ふやうな場所でもありますから、蓄音器使用等の場合に於きましては強ち其の制限に依らず相當之を使用して、さうして彼等の慰安をし、竝に希望を有たすと云ふことを相當必要かと思ひます。斯う云ふものは集團生活をして、兎に角將來に於ては滿洲に行くことと云ふもの、南洋に行くことと云ふもの、歸つて百姓をする者、印刷屋をする者もありませうし、構外作業の狙ひ所は、集團の訓練、體位の向上、減私奉公の念にあると思ふのであります。でありますからして相當程度に希望のない生活をして居るのでありますから、慰安をしてやると云ふことも必要であります。蓄音器邊りは雨天等の休養日には之を聞かしてやる必要があると思つて、相當程度使用を御願ひして居つたのであります。次には各舎内に適當な地圖とかポスターを掲げて貰ひたい。それに付ても相當配慮を御願ひした譯であります。次には各舎房に巡回文庫を置いて貰ふ、一文庫には三十冊、それをどん／＼廻しまして看讀させると云ふ方法を採つて貰ひたい、

それから人雑誌は三人に一部と云ふ風に入れて貰つて、さうして是も刑務所内に於ける我々の新聞のやうなものでありますから、十分にさう云ふものに對する興味を満足させてやることに付て御配慮を願つて居つた譯であります。それから私本に付きましては、大體書物を讀むと云ふことは極めて少い、と言ひますのは、書物を本當に讀むならば、書物を大切ににして、使用後の書物が餘程大切に取扱はれて居らなければならぬが、使用された後の書物を見ると、殆んど役に立たない、是は本當に讀んだのではない、おもちゃにしたと考へられる。従つて書物を讀む者が非常に少いと考へられる。從來所長さんに御願ひして私本を許して居りましたが、之を許す、許さないかと云ふことは相當考慮の餘地があると思ひます。今後どうするかと云ふことは今問題にして居ります。次は各室房に小さなテーブルを置いて戴きます。是は書信を認めます時もやりますが、書物等を置かせるやうにしたいと云ふことで、出来ればテーブルの上に花瓶でも置かして、大きな意味で申しますれば情操の教養をしてやると云ふことにしてやりたいと思ひます。左様に教化の裝備と云ふことから數々のことを御願ひして置いたやうな譯であります。次に是は附録として御話申上げたいが、映畫はどう云ふ風に使ふかと云ふことは、是も相當な制限がありますが、先づ二ヶ月に一回と

云ふ風な割合で此の映畫をやつて貰つたのであります。今後もしさう云ふ方針を採つて置きたいと思ひます。次に教誨であります。教誨はなか／＼むづかしいのであります。殊に集合教誨の如きは雨の降つた日でなければ出来ないと思ふこととでありまして、今日は雨が降るからやつて来ないかと云ふ電話があつて向ふへ行かなければならぬ、行けば相當時間が経つて居ると云ふので日が決つて居りません。で雨降りにやることになつたが、それも月二回雨が降ることに決まつて居れば宜いが、朝電話が掛つて行くと云ふことで、それでこの構外作業の狙ひ所が先程申したやうな釋放の準備と云ふことでありますので、これを十二分に發露して教誨をしなくちやならぬ關係上、どうしても集合教誨と云ふ風なものが中心になるのぢやないかと思ひますから、二回を限度として居ります。が、必要に依つては三回なり四回なり續くことがあることを御決めを願ひたい。次に個人教誨ですが、是も雨の降る日に行つて、集合教誨を済してからするから何程も出来ません。愚圖々々すると電車がなくなつて乗れないやうになると云ふことで、飛脚のやうな仕事をして居るから、迎も落著いて仕事も出来ないが、今回は毎週火曜日に必ず教誨師が雨が降つても何でも行くと云ふことで個人教誨をやつて居るのであります。でまア色々煩悶なり、家庭上の問題なんかを十二分に

聴きまして、さうして寛いで作業に従事すると云ふことをやつて居ります。其の他是も個人の教誨に入ると思ひますが、巡回教誨と云ふこともやつて居ります。現場に行つて晝の時間、休憩時間兎に角現場に行つて、汗を流して仕事をして居る時、どうだ、仕事をして居るぢやないか、聲を掛けるのであります。それは非常な慰安になり、元氣を附けることになりますから、巡回教誨と云ふやうなものをやつて居るのであります。先程も申しますやうに現地に居らないのでありますから、現場の人々が是等の教誨師の配置を効果あらしめるのも、如何もそれに依るから、能く參りました時は現場に居られる方と相談して、教誨の効果あらしめるやうに致したいと思ひます。

吉田所長 大變結構な話でありましたが、是は矢張り現場に居つて、絶えず一緒に居ると云ふことはいかんものですかね。

加藤教務課長 それは御承知の通り教誨師は非常に人數が少なくて、何時も忙しいが、若し御許しが願へば、現場に三百人行つて居りますから、寢泊りしまして、國旗の掲揚、遙拜式と云ふものにも列しまして教誨に關與すると云ふことは結構だと思ひます。

吉田所長 過勞になりませんか。

加藤教務課長 ならんと思ひますね。

石澤作業課長 廣島の方では配置してやつて居ります。

吉田所長 お醫者の方はどうですか。

石澤作業課長 醫者はあの土地の人を官費で囑託致して居ります。

吉田所長 今の豊多摩の教務課長の話で、釋放の準備云々のことを承つたが、假釋放の準備と云ふことも火曜日に行かれた時にされることになつて居りますか。

加藤教務課長 是は大體構外作業場に出ます者は、二ヶ月の調査期間を過ぎた人が行つて居る譯であります。従つて何處に行つて何をするかと云ふことに付ては相當調査を遂げてあります。若し調査を遂げずに構外作業場に出して貰ふことになると、それは迎も教誨師は一々あの廣場を追廻して調べると云ふことは出来ませんから、在來のものから調査か遂げられてありますから、それに依つて行けば宜いと思ひます。

岡田教務課長 今の假釋放のこと、私の方は〇〇に十五名しか出て居らないので大した經驗もありませんが、向ふへ行つて居る人は非常に假釋放のことを案じて居るやうであります。向ふへ行つて居る爲に調査が漏れるとか、忘れはしないかと云ふ心配をして居りますから、此の點は餘程考へて行かねばならないのぢやないかと思ひます。

實務質疑應答

○精勤加俸給與に關する件

(問) 充員召集の爲休職を命ぜられたる看守にして其の後召集を解除せられ復職勤務中のものに付、

(甲) 精勤加俸は休職前及復職後の勤務年數を通算し五年以上に達すれば之を給するや。

(乙) 復職後更に新に五年以上を勤続するに非ざれば給與することを得ざるや。

(解答) 甲説を至當と思料す。

(關係法規並通牒)

一 奏任及判任待遇監獄職員給與令抄録

第四條 「看守ニシテ五年以上勤務シ行狀方正勤務勉勵事務熟達ニ因リ其ノ精勤ヲ表彰セラレタル者ニハ月額十圓以内ノ精勤加俸ヲ給スルコトヲ得」

(大正十一年改正前同給與令第五條ノ二ハ「看守又ハ女監取締」トアリ以下同文。

(二) 同給與令ニ關スル件抄録(大正八年五月監獄局長通牒監丙第九三五號)

甲號「客年九月勅令第三百四十六條ヲ以テ改正ノ標記給與令(第五條ノ二)中五年以上勤続云云ノ條文ニ付、軍

籍ニアル看守ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ充員召集ノ爲休職トナリタルモノハ勤続ト看做スヘキヤ」

乙號 「休職中ノ期間ハ勤続ト看做スヘキモノニ無之ト思料致候」

(三) 同給與令ニ關スル件抄録(大正八年五月監獄局長通牒監丙第一五號)

甲號

同給與令第五條ノ二中五年以上勤務云云ノ條文ニ付一前職中五年以上勤続シ精勤ヲ表彰セラレタル者ト雖再職後更ニ五年以上勤続シテ奉職セル者ニアラサレハ加俸ヲ受クルコト得サルヤ、(二)前職中ニ於テ既ニ五年以上精勤ヲ表彰セラレタルモノハ再職後假令日淺シト雖加俸ヲ受クルコトヲ得ルヤ、(三)前職再職共五年未滿ト雖既ニ精勤ヲ表彰セラレタル者ハ前後ノ在職年數ヲ通算シ五年以上ニ達スレハ加俸ヲ受クルコトヲ得ルヤ、

乙號 間斷ナク五年以上勤続スルヲ要ス。

以上二通牒を併せ通讀するときは一應乙説を至當となすべきが如きも。

(イ)(二) の通牒は單に其の休職中の期間は勤続と看做さずと謂ふにあり、換言すれば其の休職中の期間は通算せずの意に解すべきなり。

(ロ)(三) の通牒の事例は一般の退職並再職の場合に關するもの

以上の見地より本問に付ては甲説を至當と思料す。

(赤塚 孝)

○領事裁判と刑の執行猶豫取消

(問) 北京總領事館に於て刑執行猶豫の言渡を受けたる者其の猶豫期間中更に罪を犯し禁錮以上の刑に處せられたるとき右刑執行猶豫の言渡は取消し得るや。

(答) 取消し得るものと思料す。

(理由) 帝國の領事裁判管轄區域たる支那は條約に依り帝國臣民に對する關係に於ては内地法の行はるゝ地域である。尙詳言すれば帝國の領事裁判管轄區域内の帝國臣民の犯罪は刑罰法の關係に於ては國外犯罪に非ずして國內犯罪と觀るべきものなるが故に理論上一般に帝國の刑罰法は之に妥當す。従つて本問の如き場合も亦當然刑の執行猶豫は之を取消し得るものなり。

(但し右取消の權限に付ては領事館は特別裁判所にして刑法施行法第五十六條の裁判所に非ざるが故に取消の權限は之を有せず同條所定の裁判所檢察に刑の執行猶豫言渡の事實を通知し得るに過ぎざるものと見るべきである(大正八年三月十四日刑乙第一四八二號法務局回答參照)

(參考通牒) 大正十五年九月十一日刑事第七一〇五刑事局長回答、

(赤塚 孝)



刑務所便り

第十五回各區武道大會

第一區

昭和十五年十一月二十四日(日曜日)を卜し岡崎市不來方城外一角の武徳殿に於て盛岡少年刑務所主催の下に第一區聯合刑務所第十五回武道會を開催せり。當日は斯道奨勵の爲行刑局第二課長中尾書記官の臨場を始め縣、市、各官廳代表者、縣下武道家並に關川宮城、泉網走刑務所長他二名の刑務所長の來賓あり。定刻午前八時三十分より縣社櫻山神社神官の嚴肅なる修祓によりて式は始められ一同神殿禮拜の後國歌齊唱 宮城遙拜 戰没將士の英靈に對する感謝並出征將士に

對する武運長久祈願默禱(一分間)の順に進行、福山盛岡支部長の元氣溢るる開會の辭に次いで昨年優勝の劍道盛岡少年、柔道網走、兩刑務所より優勝旗の返還あり。斯くて後劍道の型を打太刀五段教士佐々木琢造 仕太刀 五段鍊士安藤五郎兩氏によりて妙技が演ぜられ、柔道は捕六段教士大友佐武郎、受六段教士赤澤長五郎兩氏の型あり、次いで審判員の注意ありて各刑務所出場選士(樺太刑務所は棄權出席せず)の熱戰又熱戰龍虎相撃ち火を吐くが如き試合が開始せられた。恰も皇紀二千六百年の榮えある年に遭遇せる意義ある試合とてその意氣軒昂堂宇を壓するの概があつた。斯くて夕闇靜かに迫らんとする午後四時過ぎ頃本日の精華は得點となつて現れ、その善戰の結果は劍道宮城、札幌、盛岡の三刑務所の得點が偶然同點の十四點に揃ひたるも宮城は札幌、盛岡に破れ、盛岡又札幌に惜敗したる爲遙かに遠征の甲斐あつて札幌刑務所に優勝旗が授與されたか、斯か

る接戰の事とて選士、應援者、觀衆共手に汗を握る思ひであつた。次いで柔道は昨年の覇者網走刑務所の手に再び獲得せられ、優勝旗は二庵共海峽を渡つて蝦夷地に靡くこととなつた。個人優勝は劍道部只一人全勝の盛岡道地榮選士(中堅)によつて獨占せられ、柔道は一刑務所出場選士三名共全勝といふ新記録を作つた網走によつて決定せられ高橋正二選士(大將)に榮冠は授けられた。

第三區

千載一遇の意義深き、紀元二千六百年も過ぎんとする十二月八日を卜して、中部第三區第十五回武道大會は新潟市武徳殿に於て開催された。此の日北國特有の雪まじりの冷雨蕭々として降り注ぐ中に各支部選抜の選士等は、何れも隊伍堂堂、冲天の意氣に溢れて續々參集。

他方、來賓側を觀るに本部より態々御臨席下された刑務協會長代理齋藤文藏殿を初めとし各支部より派遣された幹部職

員、武道教師等十數名席に連なり其の他市内の縣廳、裁判所、檢事局等からの來賓數拾名を迎へた。

定刻午前八時五拾分を告ぐる、男性的な太鼓の轟きを合圖に全員肅然と神前に整列、先づ恭しく禮拜、續いて國歌齊唱、宮城遙拜、出征皇軍將兵の武運長久祈願、並に戰没將兵の英靈に對し感謝の默禱を敬虔に捧げた後、主催者側を代表して、双木新瀉支部長壇上に進み、新體制下に於ける武道大會の爲、熱烈にして眞摯なる語調を以て武士道精神の高揚、顯現を叫ばれつゝ各選士を激勵された。

午前十一時頃には流石に廣い一般觀覽席の場内も市内中等學校の若者に依つて満員となり、相闘ふ選士の仕合振を熱心に眺める者の間に緊張し切つた雰圍氣を醸し一方又、各選士に對し支部よりの熱烈な激勵電報が陸續として舞込んでくる爲、選士等の眉宇には一層固き決意を現しつゝ、猛烈なる熱戰は、いやが上にも高

められた。併し選士間の力量全く伯仲せる爲得點に格別の差なく試合は愈々午後二時一先づ休憩となつた。

午後正一時再び太鼓の合圖と共に試合は興奮の中に續開、各支部名譽獲得の爲に、重き責任を双肩に擔うた選士の意氣益々物凄く文字通り龍虎相搏つ白熱戰は演ぜられ、一試合度に起る興奮と感激は消え得べくもなかつた。

仕合は何等の混亂もなく至極順調に進み、柔道團體試合に於ては、三重、靜岡兩支部の得點何れも同點(二十點)新潟金澤亦同點(十七點)となり實力接近せる状態にたち至つた。

他方、劍道の團體試合と云へばこれ亦不思議に新潟、金澤の兩支部同點(二十點)となつて、結局代表者に依り最後の優勝を競ふ事になつた。

柔道團體試合
第一位、(二十點)

- 三重支部代表 三段 服部範文君
- 第二位、(二十點)
- 靜岡支部代表 三段 山本敏二君
- 第三位、(十七點)
- 金澤支部代表 三段 上條正平君

- 劍道團體試合
- 第一位、(二十點)
- 新潟支部代表 三段 遠藤 登君
- 第二位、(二十點)
- 金澤支部代表 三段 中川久作君
- 第三位、(十八點)

- 三重支部 代表試合なし
- 柔道個人試合
- 一等、三重支部 三段 服部範文君
- 二等、岡崎支部
- 二段 蜂須賀庄太郎君

- 劍道個人試合
- 一等、新潟支部 初段 早川 修君
- 二等、金澤支部 三段 宮島彌三郎君

第四區
刑務協會廣島支部主催の下に十二月八

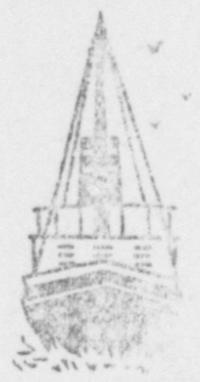
日第四區第十五回武道會を廣島刑務所演武場（教誨堂を使用）に於て開催せり。未明よりの寒風にも屈せず勇氣凛々徳島刑務所選士を先頭に全部入場、刑務協會長代理能勢書記來賓として判檢事其他關係有志の參觀せる者二十五名、選士並附添監督者及審判員當所關係職員等合せて百七十餘名列席の上定刻たる午前九時開會、先づ神前に拜禮讀いて小橋川支部長より開會の辭を宣し、引續き前回優勝せる劍道廣島、柔道岡山の各刑務所代表より優勝旗を返還、直ちに劍道古賀範士、堀、森末兩教士、柔道倉田範士、松田、大木兩教士の審判に依り同時に試合開始、柔道劍道共甲乙二部に分ちて決戦の序幕を切り試合を果ぬるに従ひ愈々白熱化して、豫選に於て劍道松山、高知、廣島、姫路柔道高知、高松、岡山、廣島の各刑務所決勝戦に臨むの戦績を得て正午休憩、午後一時再會、大日本帝國劍道形、柔道古式の形に讀いて試合再會、決

勝戦なる爲め最後の榮冠を目指していよ／＼緊張を加へて白熱戦に拍車を掛け意氣天を衝くの勇氣と懸聲に滿堂汗を握り劍尖火花を散らし肉彈相搏つの氣魄と妙技は最絶頂に達し遂に劍道松山、柔道高知の優勝と決し、引續き個人試合に移り午後四時盛會裡に全部終了せり。

劍道	一 松山刑務所
團體成績	二 廣島刑務所
	三 姫路少年刑務所
柔道	一 高知刑務所
團體成績	二 岡山刑務所
	三 高松刑務所
個人優勝	京都刑務所 劍道 佐々木實一
	松山刑務所 柔道 大森常一

第五區 刑務協會第五區第十五回武道會は豫定の通り本月二十三日午前九時より當市岩國尋常高等小學校講堂に於て多勢來賓並

新聞記者列席の下に開催、定刻開會の辭を布き次いで前年劍道優勝宮崎刑務所優勝旗を返還し、夫れより審判員の注意居合術並劍道及柔道型を終り、各刑務所對抗試合に移り肉彈相搏ち劍々相磨す阿伝の呼吸裂帛の響き武士道の精華を一堂に集めて演ずること午後三時半、流石に規律を尊ぶ刑務官丈に秩序整然一糸亂れざる莊重極なき白熱試合に終始したりとの講評を得て演武を終了、劍道は 一等山口 二等 岩國 三等 沖繩 柔道は 山口 宮崎最高點を得て同點となり規定に基き、山口 一等 宮崎 二等 長崎 三等の成績により優勝旗並賞狀賞品を授與し小職感謝の挨拶を述べ盛會裡に閉會記念撮影の後午後四時解散、茲に諸事無滞完了せり。



海外異聞録

◇ロンドンの新商賣「空襲バタヤ」

一九四〇年を通じてロンドンには四百以上の空襲を経験したが、その延時間は一、一八〇時間、これを日に換算するとまさに四十九日となる。最近の空襲ではロンドンの心臓部街に大火が起りロンドンの象徴たるギルド・ホールはじめ数々の歴史的建物が灰燼に歸した。ところで商賣に抜け目のないロンドンの骨董屋たち、この焼跡から由緒ある建物の一部や家具その他の爆片を掘り出しアメリカに送つて蒐集好きのアメリカの金持連に賣りつけたらどうかと提案、英國文化を保存する上からいつてもダラー資金を獲得する上から言つても妙案だと實現に努力してゐるとのことだ。そのうちにニューヨ

クに一これは一九四〇年春ドイツ空軍に爆撃された由緒あるギルド・ホールの柱の破片でござい」と英空軍の無力を象徴する賣物が山積するだらう。

◇ロンドンの出産率と離婚

ロンドンの出産率低下は一昨年十一月は平年の三分の一であつたが、今度は離婚もぐつと減つて來た。離婚裁判所の判事が一昨年は千八百二十九件を取扱つたが、昨年審理すべく受付けたのは半減して九百三十三件しかなかつた。この事實について十數年間離婚訴訟を専門に扱つてゐた辯護士は「仲の悪い夫婦でも應召したり何かしら戦争に關係した仕事に従事してゐるので離婚訴訟をやつてゐるひまもなく、また戦争最中に夫婦が法廷で争ふのを恥ちて戦争の終るまで延ばしてゐるのであらう」と説明してゐる。但し戦争が濟めば丁度この前の戦争の終つた千九百十八年にさうであつたやうに離婚訴訟が大流行になるだらうと豫期されてゐる。

◇香港に満腹自殺流行

生活力の強い支那人は自殺なんか滅

多にやらぬといふ定説を覆して、昨年の秋あたりから香港は自殺の大流行地になつた。この猫の額みたいな香港市内の自殺者は昨冬まで毎月二十人以上、春になつていよいよ急調で増加してゐる。場所柄海へ投身するのが多からうと考へると大違ひ、一流料理店の料理に注文し、腹いっぱい食べてからヤツとばかり窓から飛び降りる極樂自殺が一番多い。最近に於ける二人のうち、一人は外人や支那富豪相手のステッキガールで、ホテルの四階から飛び降りた。これは切迫した最近の香港情勢から英米人がどん／＼引揚げ、支那富豪もコソ／＼逃避してステッキガールの商賣は完全にあがつたり、絶食數日の揚句いのちがけの豪華な晚餐を決定したわけである。もう一人は九十八歳の老婆で自殺者年齢の最高記録である。

◇米國青年の怖毛を振ふ

「愛國者姓名表」

バルカンか、英佛海峡か、この春にドイツが目指す決勝戦はどこか——といふのが賭け好きアメリカ人たちの最も興味を寄せる話題になつてゐると

いふが、その代表的な會話を紹介する

A「ヒトラーはどこまでも英本土上陸一本槍だ、英國はそれをよく知つてゐるから二百萬の精兵に輕戦車をワンサと配備して待機してゐる」
B「ヒトラーは英本土上陸の先決條件として一擧に佛艦隊を拿捕して伊海軍と合併、英佛海峡の支配權を獲得する準備中だといふ情報がある、バルカン一、英佛海峡三といふ賭率だらうな——」

ところで、アメリカの青年たちの鬼門は「強制徴兵」だ。ルーズヴェルトのいふことは判つてゐるんだが、鐵砲かつぐのは困るよとぼやいてゐるが、どこの映畫館でも新兵訓練の勇ましいニュースばかり、新聞の漫畫の新兵さんの生活ばかりで、時には一頁全面を埋めて新兵さんの名を載せる。そしてこれこそ「われらの愛國者」だといふ調子である。しかし、自由主義最後の城砦に生活を享樂してゐるアメリカ青年はこの「愛國者姓名表」にぞつと怖毛を振つてゐるとのことだ。

◇貴金屬よりも肉の窃盜

ローマ郊外の某大工業家の邸宅にさきころ數人からなる竊盜團が侵入した。邸内の貴金屬その他金目のものを一括して盗み出さうと邸内物色中にフト五キロのペーコンと一キロの砂糖を發見したので豫定を變更、貴金屬類を抛り出してペーコンと砂糖だけ盗つて逃走した。捕つた連中の曰く「盗んだ品物を賣つて食ひものを買ふより、あの方が手つとり早いと思つたからで——ハイ」

◇イラク國結婚新體制

世界の先進國に倣つて結婚新體制を布かうといふので、イラク政府は現行結婚法修正案を議會に提出したが、その要綱は次の如きものである。
一、從來の結婚法では新郎新婦はそれぞれ相手の親に莫大な養育費を支拂はなければならぬが、これは結婚の本義に反するものであるからこれを廢止し、單に「しるし」として一〇デイナーを拂へばよい
一、結婚式場は教會主義を廢してこれからは登記所において行ふ
一、正當なる理由に對しては從來認められてゐなかつた妻の離婚權を認め

る。

◇女ばかりの都現出

映畫で有名な「女ばかりの都」は、封建時代のスペインの街で、しかも戰爭で男の市民が全部隠れてしまつた爲に起つた一時的の現象だつたが、此處に本物の「女ばかりの町」が出現した。北米ミネソタ州の一邑タオビが即ちこれで、最近の選挙の結果、この町の主要公職は一つ残らず女に占められてしまつたからである。市長はJ.H.ゴーンシャ夫人、助役がH.J.トルステッド夫人、收入役エヂナジョンソン夫人、陪審官A.ラガーヴァル夫人といふ譯で、この所全く男は頭が上らず、文字通り二十世紀の「女ばかりの都」を現出してゐる。

◇英・獨スパイの死刑

去る十二月に英國で初めてドイツスパイが二名死刑になり、全體でドイツスパイは三十名逮捕され、そのうち十三名死刑、一名は自殺した。ドイツでは昨年すでに四十九名が處刑され、本年になつて更に一名が死刑を執行された。



高橋白鷗

書道の變遷 (三十二)

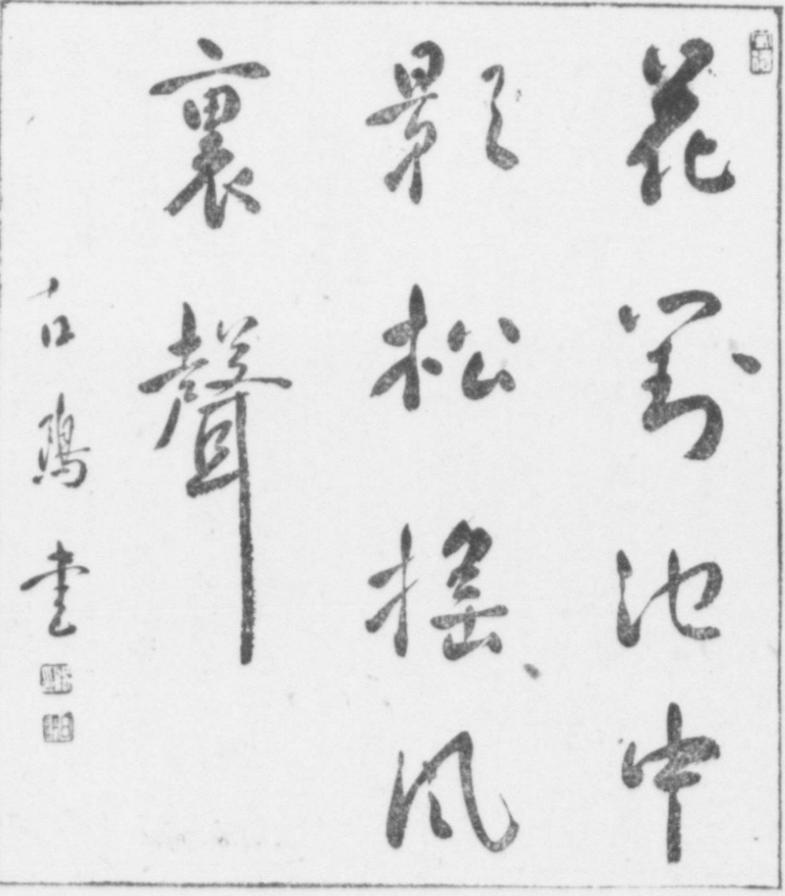
明代の書道 (一)

明の太祖が、元を滅してから十六世、清に滅ぼされるまで約三百年、この時代我國では後山天皇より後西院天皇に至る御代に當る。有明三百年間に於て最も隆盛を極めたものは、復古文學であつたが、それすら修辭を主とした擬古的のものといはれ、この時代の特色として何等誇るべき新味のものはないといはれてゐる如く、明代の書道も徒らに宋、元の遺風を守るばかりで六朝、漢魏に遡ることもなく、わづかに祝枝山、張瑞圖の如きが多少毛色のかはつた文字を書いた位で、格別眼を新にする程のものはない。唯だ強いてこの時代の特色を言

へば、唐の眞草、宋の行書に對してこの代は比較的行草

書が盛であつたと
言へやう。又大幅
に揮灑することが
盛んになり、氣象
の博大な作が多々
残つてゐること等
は特徴の一つと言
へやう。

しかしその行草
書も普賢は愚か、
懷素、張旭にすら
塵を望んで遙かに
及ばぬものであ
る。明の書家で有
名なのは、初期に



宋濂、宋濂、楊基、陶宗儀、楊士奇、解紳、陸友仁、中期に至つては、姜立綱、祝允明、文徵明、王守仁、末期では、張瑞圖、米萬鐘、董其昌等を數へることが出来る。
宋濂、宋濂は元來に翰林院編修を薦め

られたがこれを辭して明の初めに翰林
學士となつた人である。一世の鴻儒且つ
明初第一の文章家として最も有名であ
る。その書も古法を含み當時名があつ
た。

宋燧、宋謙の子である小篆を工に書
き、又氣韻のある行書をよくした人であ
る、草書は二王を學び、旭素に出入し、
天驕の中原を行くが如く一日千里、湖を
超え、險を渡り、沈頓雄快篆籀
急就の能々兼ね、驟かに旭素を
して獨せしめずとまで大變な評
を得た人である。

楊基、楊基は嘉州の人である
が吳に住した。詩人として有名
である、高青邱、張羽、徐賁と
共に吳中の四傑と呼ばれた人
である。書は楷を鐘元常に追ひ、
行草は二王を師としたと傳へら
る。

陶宗儀、陶宗儀は最も字學に
深く、書は行草をよくした人である。

漫、天真縱逸、變化出入端倪すべからず
と評され明代に於ける一代大家である。

文徵明、文徵明は詩書畫を善くし畫は
沈周、唐寅、仇英と共に四大家の一人で
ある。詩又四才子の名があり、書は晋唐
を以つて法となし楷、行、草共によくし
た。又有名な停雲館法帳は、文徵明父子
の二十餘年の勞苦に成つたもので書道界
を益したこと大なるものである。

王守仁、王守仁は世に陽明先生として
名高くその學専ら良知良能を主とせるこ
と世人のよく知るところの如く、その詩
文の如き頗る清新活潑の趣に富み、書ま
た工であつた。

掲載は文徵明北山移文。

亭亭^{トシテ}物表^ニ皓皎^ク霞外^ニ芥^{ニシテ}
千金^ニ而不^レ矜^ニ屣^ニ萬乘^ヲ其^レ如^ク脫^ス
聞^ニ鳳吹^ヲ於洛浦^ニ值^ニ新歌^ヲ於延瀨^ニ
固^ニ亦有^リ焉。

色紙

花對池中影。松搖風裏聲。

ある。

楊士奇、楊士奇は臺閣派の祖と稱せら
れた一代の文豪である。又永樂の初め内
閣に入り政を執ること四十年最も盛名を
馳せた人である、書は行草を能くしたが
後世の人風韻少しと評してゐる。
解紳、解紳は文詩に長じて名を高くし
た人である書は小楷に精絶で一時名盛を
ほしいままにした。

陸友仁、陸友仁は尤も漢隸八分に工で
あり又五言詩に長じ當時皆之を推賞し
た、書は楷書が多く残つてゐる。
姜立綱、姜立綱は楷書を善くした人で
ある、宮殿碑額の文字は多くこの人の手
に成つた、又書も頗る工であつた。
祝允明、祝允明は詩をよくし文徵明、
唐寅、徐貞卿と共に四才子と稱せられ
た。書は楷、行、草共によくし風骨爛

物表皎々霞外芥千金而不
矜屣萬乘以如脫聞鳳吹
於洛浦值新歌於延瀨固

第十二回競書募集

- 一、課題 一月號掲載の平本揮毫のこと 一人一枚。
- 一、隨意 臨書、自運何れにてもよろし 一人一枚。
- 一、條幅 小畫仙半截大、書體隨意一人一枚。
- 一、送先 東京市品川區西品川三ノ八三 一番地 高橋白鷗先生宛送付のこと 二月五日。
- 一、締切 三月號本欄
- 一、發表 級位あるものは級位、所屬氏名、雅號等を明記せる小紙片を貼付すること。新に應募するものは級位は新とするこ



鴛鴦の句その他

花 裳

鴛鴦を翔たせし袖の襟かな

霜 穂

袖が襟を投げたので鴛鴦が翔つたといふのが事實であります。之を斯の如く叙して一句の情趣を豊かならしめてみます。淵には鴛鴦が浮いてゐる、一人の袖が巖の蔭から顔を出して襟を投げてゐる、二度も三度も投げるのであるが稍距離が遠くそこまで届かない、幾度目かの襟が漸く鴛鴦の傍近く落ちて鴛鴦は驚いてパツと飛び翔つたのであります。『鴛鴦を翔たせし』といふ表現からさういふ風な光景が想像されます、深山幽谷の中に只一人の袖と淵の鴛鴦とを點出して描いた一幅の畫として見ることも出来ます。

ふた親を知らず今日まで炭を焼く
透 水

いゝ若者が炭焼などしてゐるのが惜しまれるのであるが、その身の上を洗つてみれば両親を知らない孤兒が情けある人に育てられて成人し炭焼をして今日に至つてゐるといふのであります。世にはかういふ不仕合せな人もあるので、人の運命といふやうなもの考へさせられては、かりとしま

毎月集

刑政俳壇

題當季隨意
締切毎月五日限
用紙官私製葉書

いふをま

選

鶺鴒の森へバスは枯野をかしぎつゝ、
冬天にひゞくも幽か鶺鴒の羽音
冬ぬくし鶺鴒の黒羽の落ちてあり
冬天にわきあがる鶺鴒の敷しれず
寒星のまた、く下に獄暗し
オリオンを夜々の星とし獄凍てぬ
無重塔高く甘諸蔓霜枯れて
溪の水汲めば紅葉のちりかゝる
藁塚に人居り鶺鴒を待つらしく
岩屋口過ぎて紅葉の溪に入る
そびえ立つ岩間に爐の紅葉かな
小春日や志賀の舊地に杖をひく
落葉焚く藪路や比叡見えて
映深く寺の址あり紅葉燃ゆ

名古屋 いばら

諫早 同 同 同 同

滋賀 同 同 同 同 同 同 同

樟の實の落ちて木枯吹きやまざ
轉任の日の遂に來ぬ氷雨降る
末枯の野をさまよひき吾子つれて
城址の官舎霧笛のまぢかなる
紅葉散りけふの別れの遂に來ぬ
庭先の菊にも別れの惜まるゝ
月凍てし任地に着きぬ子等つれて
南天に綿雪かかりたわゝなる
降る雪の雨と變りて鯉起す
鮒賣の桶に並んで雪達磨
世を擧げて祝ぐ今日や冬櫻
掛干菜に鼠つく夜の虎落笛
落葉焚く煙宮居を幽かにす
冬ぬくし天とう虫のつぶらなる
雁渡る南をわれも戀ひにけり
初日影鷗の群れて光りとぶ
海風ぎて船足おそし初詣
屋根の上に月冴えてある寒さかな
船の灯のしらけて漁村初明り
凍港や遙かの空に鷹舞へり
除夜の鐘鳴りてオリオン斜なり
冬の雲茜に染めて春く日
何やかと世話やき婆や十夜寺

同 栗本豊齊

同 同 同 同 同 同 同

函館 船山船風

飯田 同 同 同 同 同 同 同

名古屋 壽 同 同 同 同 同 同

京都 白柏大虚

松江 同 川津天水

福岡 同 宗 霞舟

訓令通牒

刑務共済組合ノ給與金給與ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ廣島刑務所長ヨリ別紙申號ノ照會ニ對シ乙號ノ通回答致置候條御了知相成度候

(甲號)

組合規則第二十六條ヲ適用スル場合給與金ノ減額或ハ不給ノ決定ハ所長限リニテ決定シ差支ナキヤ又ハ關係書類ヲ添付上申シ行刑局長ノ決裁ヲ要スベキヤ

(乙號)

本月三日附發第三四一四號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件ハ後段貴見ノ通御取扱相成度候

司法省 行刑局 行甲第一四七號

明治三十三年十月營甲第一二九三號司法省訓令官舎居住ヲ爲シ得ヘキ「司獄官吏」指定ノ件左ノ通改ム

右訓令ス 昭和十五年十二月十一日 司法大臣 風見章

「看守長」ノ次ニ、「副看守長」ヲ加フ

女子タル副看守長及同看守部長ノ徽章制定ノ件

標記ノ件ニ關シ別紙通訓令相成候處保健助手ノ胸章ヲ附著スルモノニハ其ノ上部ニ平行シテ徽章ヲ附著セシメラレ度候

昭和十五年十二月十一日 司法大臣 風見章

看守以下給與品支給細目ハ副看守長ニ之ヲ準用ス

女子タル副看守長及同看守部長ノ徽章ヲ左ノ通定ム

女子タル副看守長ニ對シテハ其ノ左胸部ニ地質崩黃羅紗、長サ三糎、幅一糎、中間ニ幅〇、三糎ノ平織金線一條ヲ縱ニ附シ中央ニ徑一糎ノ金色櫻花章一箇ヲ附シタル徽章ヲ、同看守部長ニ對シテハ同上、但シ平織金線ヲ缺キタル徽章ヲ附著セシム

昭和十五年十二月十一日 司法大臣 風見章

女子タル副看守長及同看守部長ノ徽章制定ノ件

標記ノ件ニ關シ別紙通訓令相成候處保健助手ノ胸章ヲ附著スルモノニハ其ノ上部ニ平行シテ徽章ヲ附著セシメラレ度候

昭和十五年十二月中入出監並月末在監人員

Prison Population during the Month of Decembes 1940.

Table with columns: 越員, 入監人員, 出監人員, 現員, 前月末日現在, 前年同日現在, 前月比較, 減, 前年比較. Rows include 受刑者, 被疑者, 刑事被告人, 勞務場留置者, 乳兒, 總計.

備考 受刑者現員中ニ朝鮮人 1,994人ヲ含ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

Table with columns: 國名, 性別, 受刑者, 被疑者, 刑事被告人, 勞務場留置者, 計. Rows include 中國, 滿洲, 英, 露, 西, 領, 印, 度, 計.

口現ニ扶養中ノモノト看做シ給與ス
 二別居後依然トシテ組合員ニ於テ生活費並學費等ヲ送金シ居タ
 ル事實ヲ確認シ得ラルル場合ニ限リ給與ス
 ◇不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ釋放ノ件
 (司法省 行甲第一五八七號)
 (行刑局 昭和十五年十二月廿四日)

少年法第八條ニ基キ不定期刑ノ言渡ヲ受ケ其ノ短期ノ執行ヲ受
 ケ終リタル者ハ今般假釋放ノ外刑ノ執行ヲ終リタル者トシテ釋
 放ヲ爲シ得ルコトトシ其ノ手續ハ當分ノ間假釋放ノ例ニ準スル
 コトト改正相成候ニ付テハ之カ運用ニ當リテハ改換ノ情特ニ顯
 著ニシテ社會復歸ノ適格ヲ有スル者ノ選擇ヲ誤ラス又假釋放適
 否審査協議會ノ存スル刑務所ニ於テハ之カ協議ニ附シタル上
 法大臣ニ具申相成以テ不定期刑ノ運用ノ妙ヲ盡サル様被致度
 尙當分ノ間釋放上申書ハ假釋放上申書ニ準シ作成相成度候
 ◇不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ釋放ノ件依命通牒
 (司法省 行甲第一五八六號)
 (行刑局 昭和十五年十二月廿四日)

少年法第八條ニ基キ不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニシテ其ノ短
 期ト長期トノ間ニ於テ釋放セシムヘキ場合ニ於テハ總テ假釋放
 ノ手續ニヨリ取扱ヒ來リタルトコロ多年ノ實績ニ鑑ミ爾今假釋
 放ノ外刑ノ執行ヲ終リタル者トシテ釋放ヲ爲シ得ルコトニ決定
 相成候條此ノ趣旨ニ則リ不定期刑ノ運用ニ萬違算無キヲ期セラ
 レ度候
 追テ右ハ當分ノ間假釋放ノ例ニ準シ具申相成度候
 ◇刑務共濟組合事務取扱規程第十五條ニ據ル同金請求書ニ成方
 ノ件
 (司法省 行甲第三九號)
 (行刑局 昭和十六年一月十四日)

標記ノ件左記様式ニ依リ作成相成度候

昭和何年何月何日 長 名
 司法省行刑局長宛
 回金請求ノ件
 一、金 何 圓 也
 右刑務共濟組合事務取扱規程第十五條ニ據リ回金相成度左記關
 係事項ヲ具シ及請求候
 記
 一、準備金現在額(何月何日) 金何圓何錢也
 郵便振替貯金額 銀行領金額 何々 額

共濟種目	事	由	給與額
死亡共濟金	組合員看守何某何月何日何病ニ因リ死亡ニ付規則第十三條第一號ニ基キ月俸六月分但シ何月末日現在月俸何圓	金何圓何錢也	圓

一、差引不足額
 但シ向後ノ共濟金ノ給與ニ充ツル爲準備金中何々貯金(又ハ領金)ニ金何圓何錢也ヲ保有ノ上頭書ノ通金何圓也ヲ回金請求ス
 備考
 死亡、殉職、痲疾及罹災給與金ニ限リ支拂見込額ノ事由欄ニ必ス給與ノ事由發生時ニ於ケル掛金ノ標準タル月俸額ヲ明記スルコト(昭和十五年十月行甲第一二七三號通牒參照)

司法省 行刑局長 金澤次郎著
刑事訴訟法講義
 菊判七〇〇頁 定價四圓五十錢 送料二十二錢

司法省保護局長 森山武市郎著
思想犯保護觀察法解説
 四六判三〇〇頁 定價一圓 送料十錢

司法省保護局長 森山武市郎著
最新累進處遇法
 四六判一一〇頁 定價四〇錢 送料三錢

姫路少年刑務所長 掛樋松治郎著
行刑法規全書
 四六判六〇〇頁 定價二圓 送料十四錢

松華堂編纂
行刑教科書
 菊判八〇〇頁 定價二圓八十五錢 送料二十二錢

司法省 行刑局長 松山憲太郎著
行刑法要綱
 四六判五五〇頁 定價一圓七十錢 送料十四錢

司法省 行刑局長 松山憲太郎著
未決拘禁法規
 三五判六〇〇頁 定價一圓五十錢 送料六錢

松華堂編輯部編
全書行刑法編
 四六判二二〇頁 特價一圓 送料十錢

小野賢次著
監獄法及同施行規則
 四六判二五〇頁 定價一圓十錢 送料十錢

小野賢次著
監獄法問答
 三五判一三〇頁 定價四十五錢 送料三錢

犯罪學雜誌

第十四卷 第六號 昭和十五年十一月發行
 編輯 主幹 顧問
 醫學博士 三原嘉則
 醫學博士 泉田新熊
 醫學博士 古畑種基
 醫學博士 正木亮

金澤醫科大學法醫學教室内
 犯罪學雜誌發行所

關谷秋治郎... 山崎 佐... 哭

原 著

對照紋に就いて(指紋遺傳の研究第十七報)..... 久保忠夫 一
 蹄紋の細構造に就いて(指紋遺傳の研究第十八報)..... 久保忠夫 三
 A型質とF氏抗原との關係に就いて..... 大熊康信 八
 抗入血色素沈降素の一新作製法..... 井關尚榮 八
 膀胱尿に於ける精密の證明は..... 藤井克巳 一四
 窒息死診斷上意義ありや..... 谷 耕 一 一八
 犯罪研究..... 安東禾村 三五
 偽造犯とその科學的發覺法(上)..... 湯川四郎 三三
 拘摸の犯罪史(十一) 辨天染吉.....

正義

帝國辯護士會誌
 第十七卷第十二號
 昭和十六年二月一日發行
 定價 五拾錢

東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地
 帝國辯護士會發行
 電話 〇七三三番
 銀座 二二五五番
 四三八〇番 振替東京七二三九〇番

○報告 帝國辯護士會精勵協力委員會國內事情調査報告書
 ○論說 三皇五帝は素神の後裔なり
 新政治體制運動の發足に臨み明治維新を回顧す(二)
 ○講義 司法制度特に民事訴訟制度と辯護士制度の改革
 ○演 早稻田大學 中村宗雄

○戰塵錄 中支の想ひ出(一六)..... 橋本武人
 ○資料 續法曹瑣談(四六)..... 山崎 佐
 ○陣中通信 出征會員陣中通信
 ○各地辯護士會記事 ○會報

編輯後記

正木亮博士の「新體制と行刑の再認識」はいよいよ行刑の各論的事項にその熱烈な批判のメスを入れられるに至つた。殊に構外作業と分類制、果進制の項や協同戒護、隣組戒護の項などわれわれをして沈思三省せしむべきものがある。讀者諸君の眞摯な御研究を望む。

本誌にも深い因縁をおもちの泉二新熊先生が一月下旬退職せられた。先生の行刑局長時代の御活躍は元より、刑法及監獄法改正調査委員として爲された昭和二年刑務法豫備草案はわが國行刑制度に大躍進を齎らされたものであつた。わが行刑制度はこの十餘年間といふもの、この豫備草案を事實上に於て實踐綱領として來たのであつた。のみならず、これは又滿洲刺監獄法の母體ともなつたものであつた。先生のわが刑事學界及びわが刑事政策に盡された數々の御功績は今更々々々を要しないといふ。

わが「刑政」にもやはり新しき體制に則應する編輯が要求されるのであるが、編輯子の微力にして未だ何等の具體化したものをもた得ないことと相濟まなく考へてゐる。しかしいまま多少の腹案をもたないこともない。微力をいたしてみたいと思つてゐる。

(をかむ)

定規文注	料告廣	表價定
●御注文は總て前金のこと ●御注文は郵便爲替ならば司法省郵便局に御注文の事務協同すること ●御注文の事務協同は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届け下されたし	一冊 (税共) 金三圓八十錢 二冊 (税共) 金一圓八十錢 三冊 (税共) 金三圓六十錢 四冊 (税共) 金三圓六十錢 五冊 (税共) 金三圓六十錢 六冊 (税共) 金三圓六十錢 七冊 (税共) 金三圓六十錢 八冊 (税共) 金三圓六十錢 九冊 (税共) 金三圓六十錢 十冊 (税共) 金三圓六十錢	一冊 (税共) 金三圓八十錢 二冊 (税共) 金一圓八十錢 三冊 (税共) 金三圓六十錢 四冊 (税共) 金三圓六十錢 五冊 (税共) 金三圓六十錢 六冊 (税共) 金三圓六十錢 七冊 (税共) 金三圓六十錢 八冊 (税共) 金三圓六十錢 九冊 (税共) 金三圓六十錢 十冊 (税共) 金三圓六十錢

昭和十七年二月二十六日第三種郵便物認可
 昭和十六年二月二十八日印刷本
 編輯 東京市葛飾區小菅町一丁目一番地 大原 虎夫
 印刷 東京市葛飾區小菅町一丁目一番地 大原 虎夫
 發行 東京市葛飾區小菅町一丁目一番地 大原 虎夫
 電話 銀座 二三四四番
 振替口座 東京 二五〇五九番

